

第4期

京田辺市地域福祉計画

《令和4年度～令和8年度》



令和4年3月
京田辺市

ごあいさつ

本市では、平成 29（2017）年に策定した「第 3 期京田辺市地域福祉計画」において、「お互いさんの心と絆ではぐくむ心豊かなまち 京田辺」を基本理念に掲げ、京田辺市社会福祉協議会をはじめ関係機関・団体と連携して地域福祉の推進に努めてまいりました。



第 3 期計画の策定以降、全国的には、少子高齢化や核家族化がさらに進み、それに伴う社会問題もますます深刻化しています。その一方、それらの課題に対応するため、国においては、地域共生社会の実現に向けた法改正や制度の整備が進められています。

本市においても、人口は増加傾向にあるものの、高齢化率の上昇や核家族世帯の増加が顕著になってきており、地域でのつながりの重要性が増す一方、隣近所との付き合いなど地域での交流の希薄化を感じる人が多くなっています。

このように地域福祉を取り巻く環境が変化する中、地域で暮らすすべての人が尊重され、その人らしく自立した生活ができる社会を目指して、「第 4 期京田辺市地域福祉計画」の策定に取り組んでまいりました。

計画の策定にあたり、地域福祉にかかる活動状況や課題、ニーズを把握するために市民の皆さまをはじめ関係団体を対象としたアンケート調査を実施しました。この結果を踏まえ、地域福祉に関わる方々に参画していただいた「京田辺市地域福祉計画策定委員会」において審議を重ねていただき、「第 4 期京田辺市地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、第 3 期計画の基本理念を継承し、市民すべてが主体となって、一人ひとりの参画のもとに地域福祉の取組をさらに発展させていくこととしています。引き続き市民の皆さま、関係機関・団体の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、京田辺市地域福祉計画策定委員会の委員の皆さま、市民アンケートやパブリックコメントにご協力いただいた方々ならびに計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

京田辺市長 上村 崇

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 「地域福祉」と「地域福祉計画」の定義.....	2
3 計画の位置づけと期間.....	3
4 計画策定に向けて.....	5
第2章 京田辺市の地域福祉をめぐる現状と課題	6
1 京田辺市の現状	6
2 第3期計画の評価と検証.....	20
3 地域福祉をめぐる課題まとめ.....	31
第3章 計画のめざす方向性	32
1 基本理念	32
2 本市がめざす地域共生社会.....	33
3 基本目標	34
4 SDGsとの整合について.....	35
5 施策体系	36
第4章 計画の展開	39
基本目標1 地域福祉を担う市民活動を支援しよう.....	40
基本目標2 地域福祉におけるネットワークを広げよう.....	44
基本目標3 だれもが自分らしく暮らせる支援体制をつくろう.....	48
第5章 計画の推進に向けて	56
1 推進のための役割.....	56
2 計画の推進	57
資料編	59

本文中に「※」がついている単語については、巻末資料編の用語解説にて説明を記載しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

京田辺市では、「お互いさんの心と絆ではぐくむ心豊かなまち 京田辺」をめざして、平成29（2017）年度から「第3期京田辺市地域福祉計画」（以下「第3期計画」といいます。）に基づき、地域福祉を推進してきました。

国では、平成30（2018）年4月施行の改正社会福祉法において、市民一人ひとりがつながり、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざし、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が示されました。

また、令和3（2021）年4月施行の改正社会福祉法では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」を実現するための「重層的支援体制整備事業※」が創設され、庁内の横の連携を強化し、福祉制度を活用した包括的な支援体制を構築していくことが求められました。

京田辺市においては、高齢者・障がいのある人・子どもを中心に支援が必要な人々に対して、様々な団体・関係機関等が行う支援の充実をめざし取り組んできました。しかし、地域の課題が多様化・複雑化し、公的サービスをはじめ、各機関の個別支援だけでは解決が困難なケースが増加するなど、市民がお互いに助け合い、支え合う仕組みをつくる地域福祉の重要性が、より一層高まってきています。それらの状況を踏まえ、すべての人々を対象とする地域福祉体制の確立をめざして、「第4期京田辺市地域福祉計画」を策定します。

<第3期計画期間中の国・府の主な動き>

平成29 (2017)年度	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度※の利用の促進に関する法律（平成28（2016）年5月施行）に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定（3月）・社会福祉法の一部改正（「地域包括ケアシステム※の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布、平成30（2018）年4月施行）に伴い、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」公表・「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を通知（12月）、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示される・「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28（2016）年12月施行）において策定に努めることとされる「地方再犯防止推進計画」を閣議決定（12月）・「第5期京都府障害福祉計画・第1期京都府障害児福祉計画」策定・「新・京都式オレンジプラン(第2次 京都認知症※総合対策推進計画)」策定
平成30 (2018)年度	<ul style="list-style-type: none">・改正社会福祉法施行（4月）・「第3次京都府地域福祉支援計画」策定
令和元 (2019)年度	<ul style="list-style-type: none">・地域共生社会推進検討会 設置・「京都府子ども・子育て応援プラン」策定
令和2 (2020)年度	<ul style="list-style-type: none">・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布（6月）、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設・「第4期京都府障害者基本計画」、「第6期京都府障害福祉計画及び第2期京都府障害児福祉計画」策定
令和3 (2021)年度	<ul style="list-style-type: none">・改正社会福祉法施行（4月）

2 「地域福祉」と「地域福祉計画」の定義

「社会福祉法」の中で、今後の社会福祉の基本理念の一つとして、「地域福祉の推進」という項目が掲げられました。

「地域福祉」とは、基本的に個人や家族等、個人的な取組だけでは解決できない生活上の課題の緩和・解決を社会的に行うもので、限られた社会的弱者に対する公的なサービスとしてだけでなく、地域に暮らす多様な人々が抱える生活課題を、地域住民、事業者、行政等、地域の様々な立場の人たちが互いに協力して課題解決を図るものと位置づけられました。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「ともに支え合うことができる地域づくり」を進め、「地域共生社会の実現」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

〈社会福祉法（抄）〉

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 計画の位置づけと期間

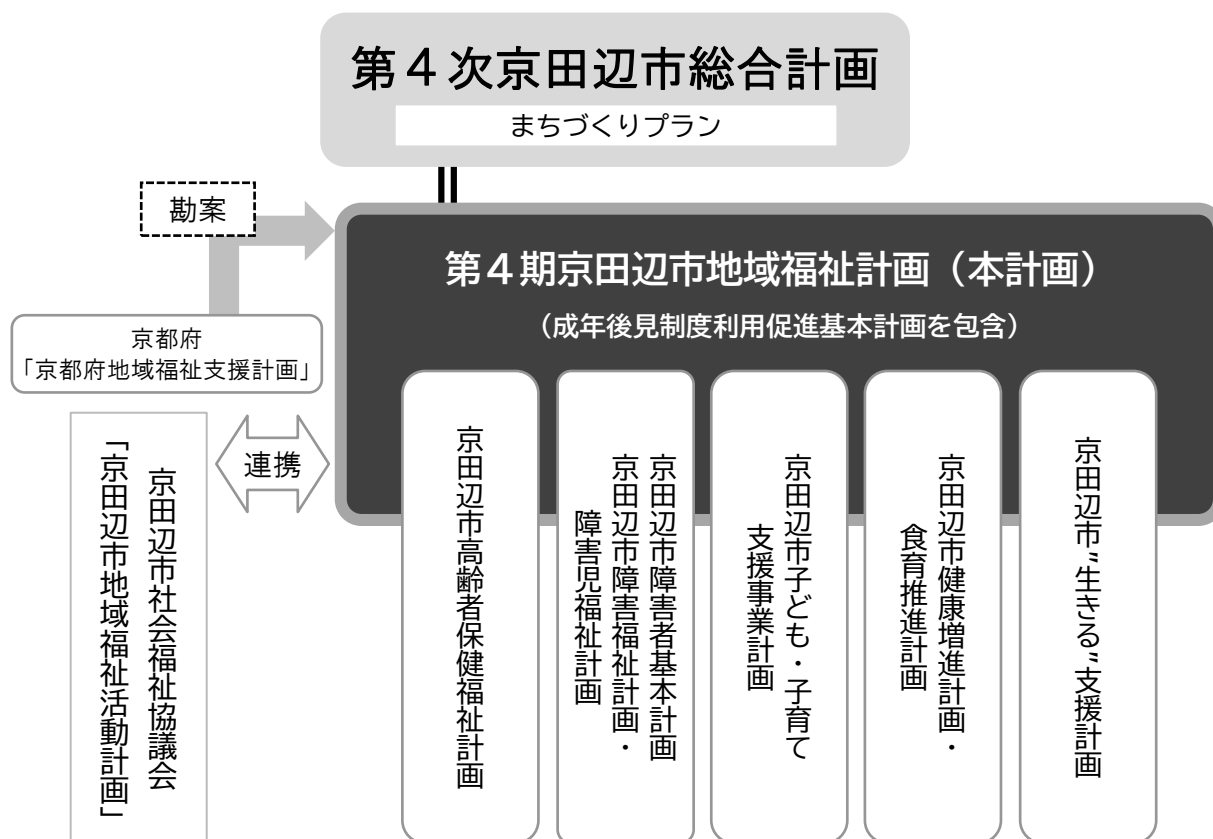
(1) 第4期京田辺市地域福祉計画の位置づけ

「第4期京田辺市地域福祉計画」(以下「第4期計画」といいます。)は、「第4次京田辺市総合計画」に則した福祉分野の計画です。

また、この地域福祉計画は、福祉分野の個別計画である「京田辺市高齢者保健福祉計画」「京田辺市障害者基本計画」「京田辺市障害福祉計画・障害児福祉計画」「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」「京田辺市健康増進計画・食育推進計画」「京田辺市“生きる”支援計画」との整合を図るとともに、これらの個別計画の横断的な地域の取組、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを明らかにしていきます。

さらに、京田辺市社会福祉協議会が策定する、市民・民間団体の行動計画である「京田辺市地域福祉活動計画」とも連携を図り、一体的に地域福祉を推進していきます。

なお、第4期計画から成年後見制度の利用促進に関する法律(平成28(2016)年5月)に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画として策定し、成年後見制度の周知や利用環境の向上を図ります。



(2) 計画の期間

「第4期計画」の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間とします。

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
京田辺市総合計画	(H18～) 第3次		第4次（～R13）								
京田辺市地域福祉計画	第3期				第4期						
京田辺市高齢者保健福祉計画	第6期	第7期		第8期			第9期				
京田辺市障害者基本計画	(H27～) 第3期			第4期							
京田辺市障害福祉計画・障害児福祉計画	第4期	第5期・第1期		第6期・第2期			第7期・第3期				
京田辺市子ども・子育て支援事業計画	(H27～) 第1期		第2期					第3期（～R11）			
京田辺市健康増進計画・食育推進計画	(H24～) 第1期				第2期（～R13）						
京田辺市“生きる”支援計画			第1期					第2期（～R10）			
京田辺市地域福祉活動計画※	第2次	第3次				第4次（～R 9）					

※社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会が策定する計画



4 計画策定に向けて

(1) 本計画における地域福祉の考え方

地域の中には従来の福祉課題をはじめ、様々な困難や課題が多くあります。さらに、近年では孤立や孤独、ひきこもり※といった「社会的孤立」という課題が深刻化している背景があることや、人口減少や地域のつながりの希薄化もあり福祉の担い手が減少しています。

これらのことから、これからの地域福祉を推進するためには、既存のサービスや仕組みだけでは対応が困難になってきています。このような中、地域生活課題解決に向け、様々な分野が横断的に連携することで、切れ目のない支援を実現していくことが必要です。

また、行政だけが支援を行うのではなく、地域の活動者や福祉の担い手等とも連携し、地域の状況を把握しながら、きめ細かく支援につないでいくことができる体制づくりも不可欠です。これらの取組を進めることで、包括的な支援体制を構築し、本市の地域福祉をより充実させていくものとします。

(2) 地域福祉に必要な4つの「助け」

地域福祉は、地域で互いに支え合い、助け合うことで成り立ちます。人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備・提供されること（公助）だけでなく、同居家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士等の身近な人間関係の中で自発的に支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者等が地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化等が指摘される中、その重要度がますます高まっています。

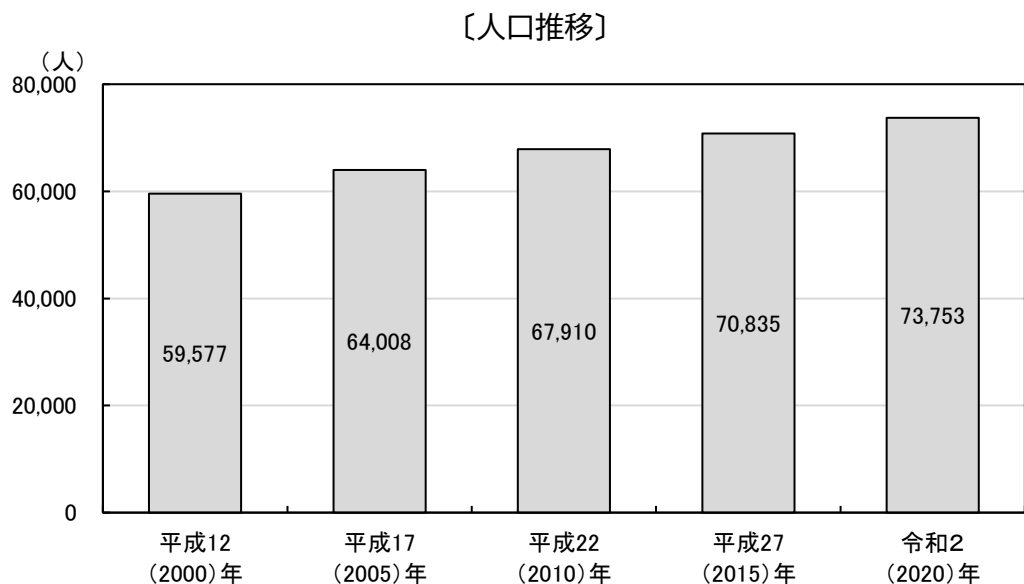


第2章 京田辺市の地域福祉をめぐる現状と課題

1 京田辺市の現状

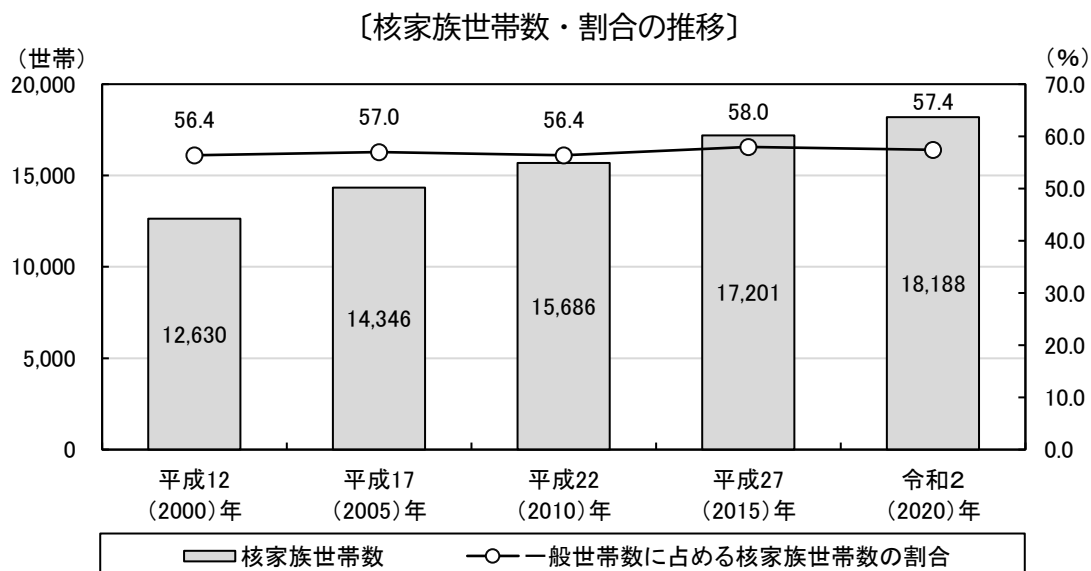
(1) 京田辺市の人口の状況

○総人口については73,753人となっており、増加傾向にあります。



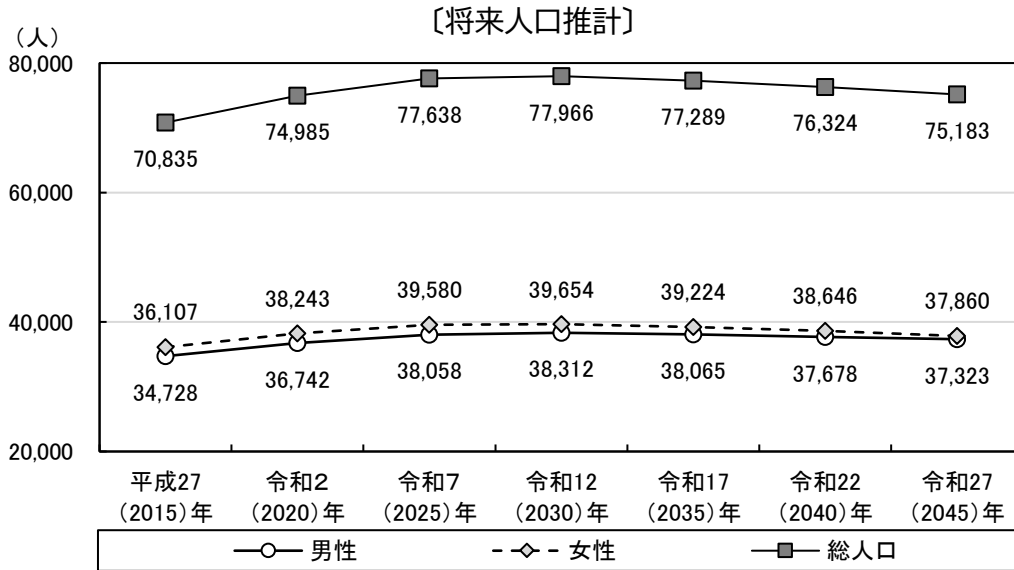
資料：国勢調査

○核家族世帯数については年々増加しています。一般世帯数に占める核家族世帯数の割合は横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

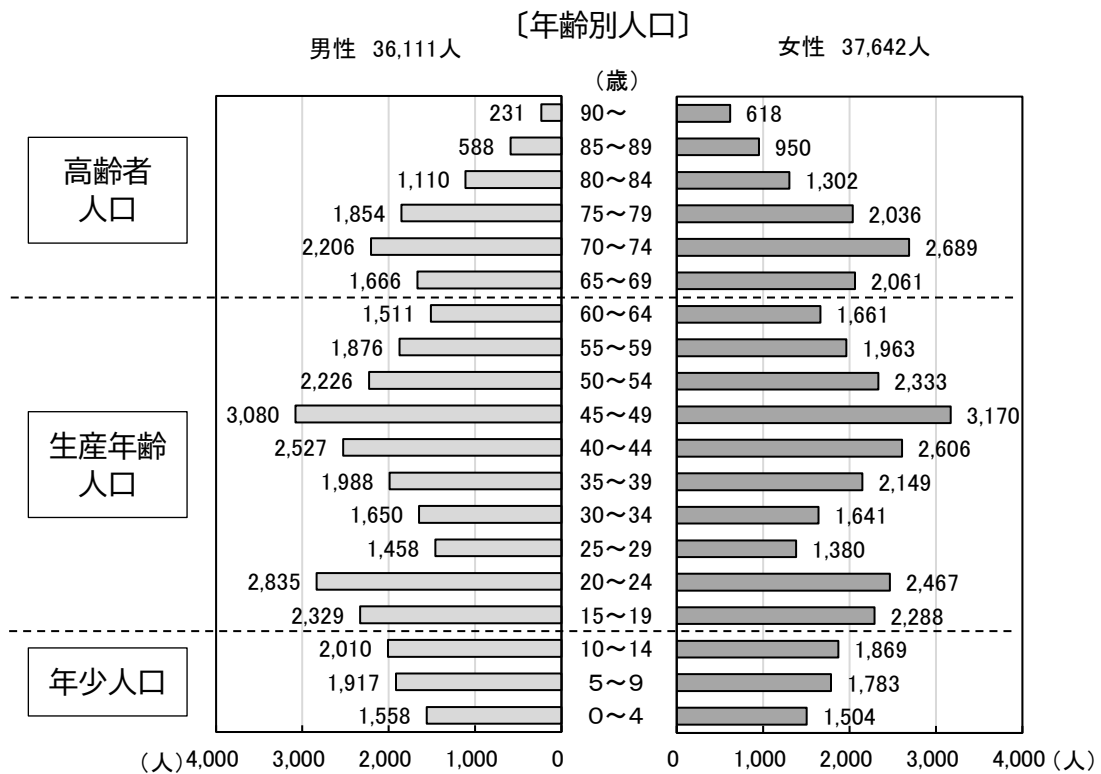
○今後の人口推計では令和 12（2030）年まで増加し、その後減少に転じると見込まれており、令和 27（2045）年には、総人口が 75,000 人程度に落ち着く見込みです。



資料：第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略

※このグラフで使用している数値は「第2期京田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲載されている、平成 27（2015）年時点の推計値を使用しているため、令和 2（2020）年の数値が推計値となっています。そのため、実績値である 6 ページの国勢調査とは異なる数値となっています。

○年齢別人口を見ると、20～24 歳の人口が多い一方で、25 歳～34 歳までは少なくなっています。また、35 歳～59 歳までの人口が比較的多く、これらの層が高齢者となる 10～30 年後に向けた、長期的な対策も必要です。



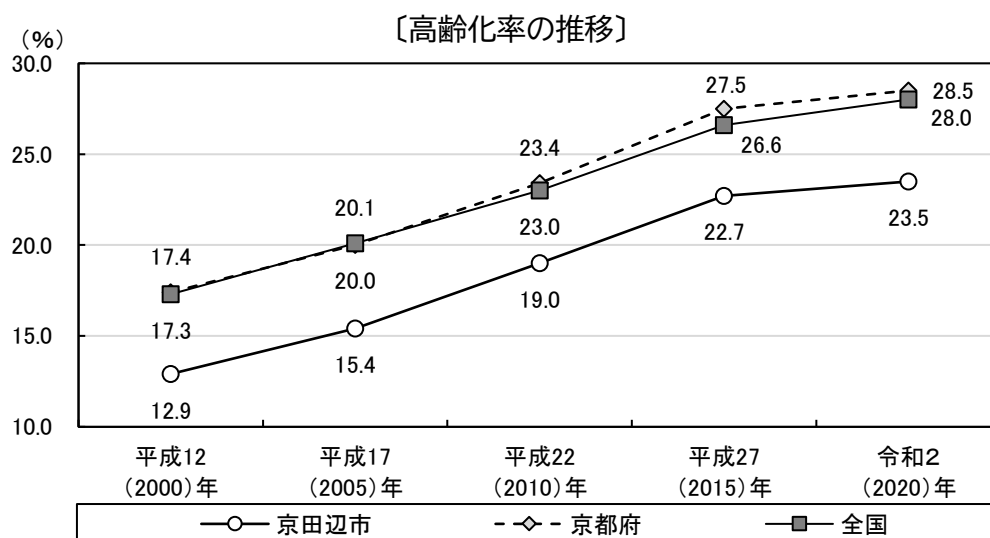
資料：国勢調査（令和 2（2020）年）

※合計人口にはそれぞれ年齢不詳分を含む。

(2) 京田辺市の福祉に関する状況

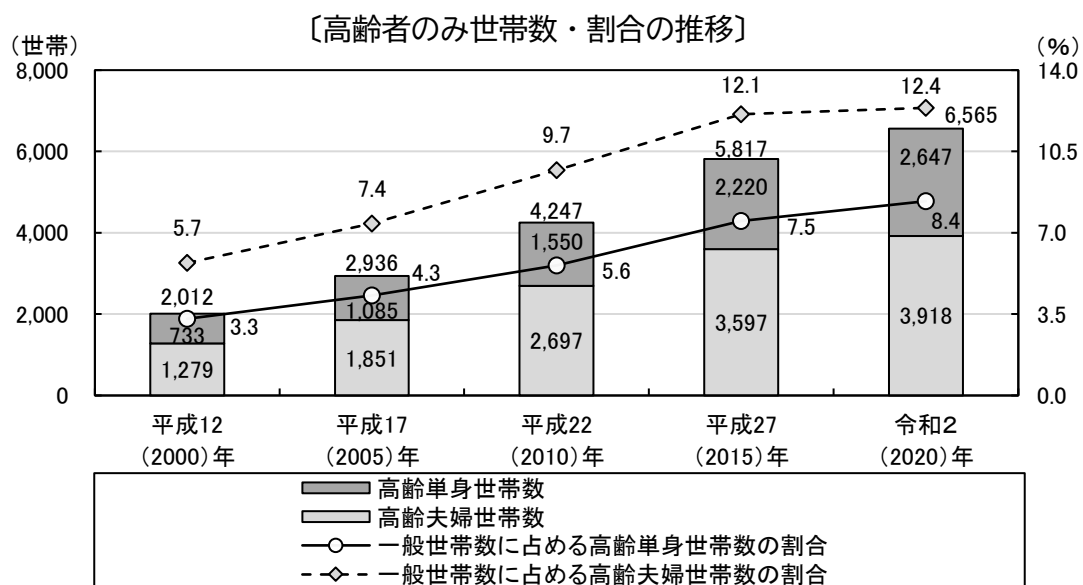
① 高齢者に関する状況

○高齢化率※は、23.5%と上昇傾向にあります。京都府や全国に比べて、低い水準となっています。



資料：国勢調査

○高齢者のみ世帯数は、6,565世帯で、平成12(2000)年から比べると3倍以上と大幅に増加しています。

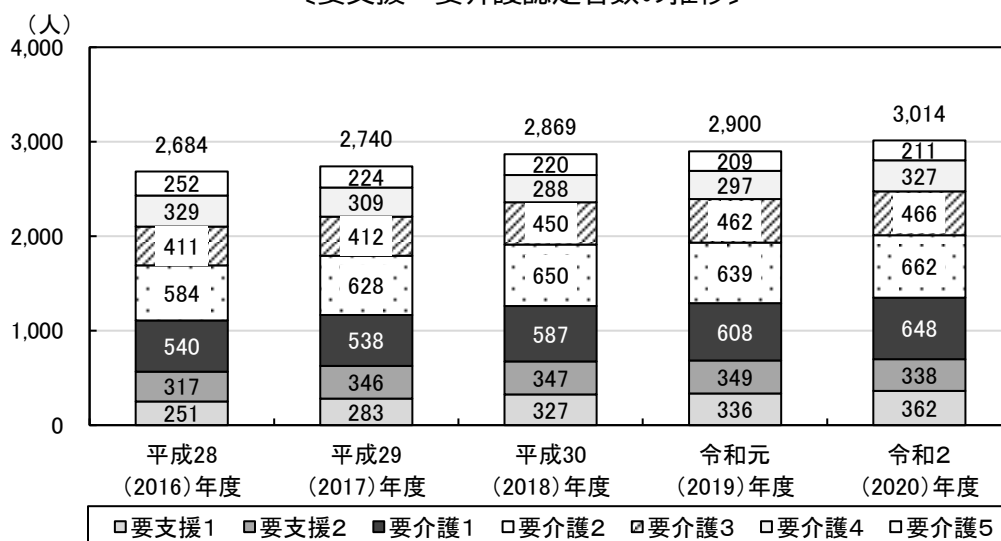


資料：国勢調査

※高齢単身世帯…65歳以上の人一人のみの一般世帯。
 高齢夫婦世帯…夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組のみの一般世帯。

○要支援・要介護認定者※数は、3,014人で、増加傾向にあります。

〔要支援・要介護認定者数の推移〕

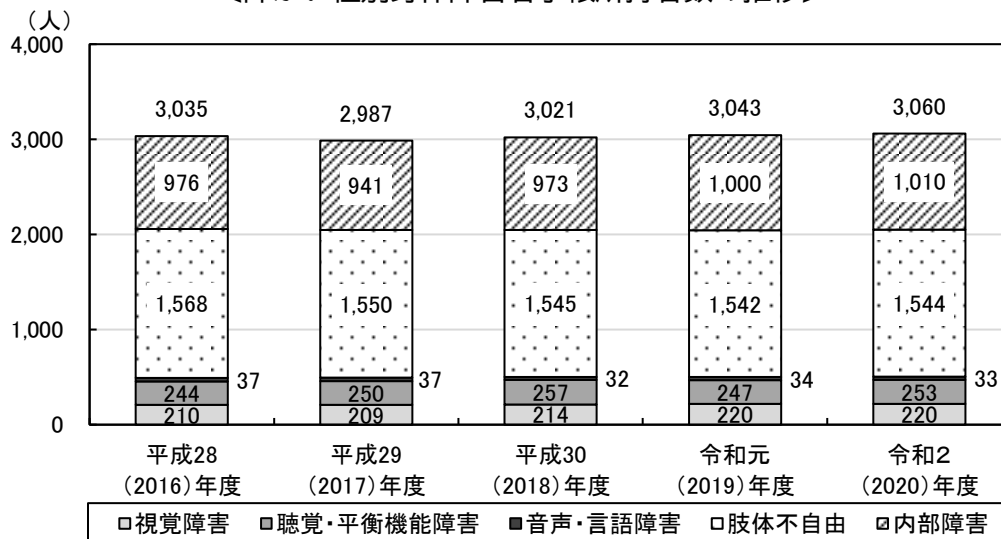


資料：地域包括ケア「見える化」システム
 ※各年度末時点、令和2（2020）年度は12月末時点。

②障がいのある人に関する状況

○身体障害者手帳※所持者数は、3,060人で増減を繰り返しながら推移をしています。割合としては、肢体不自由が最も多く、次に内部障害が多くなっています。

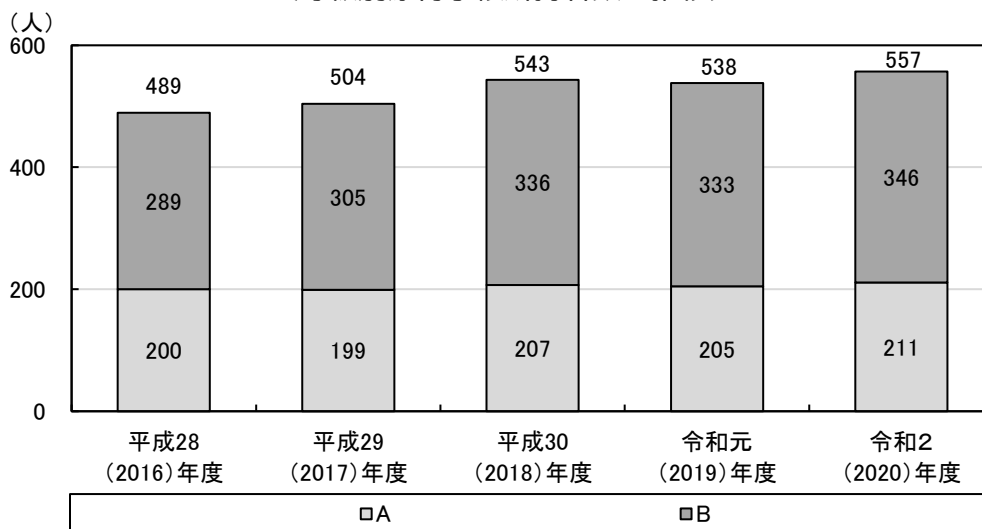
〔障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移〕



資料：身体障害者手帳交付台帳登録者数
 ※各年度末時点。

○療育手帳※所持者数は、557人と増加傾向にあり、特にB判定の割合が徐々に高くなってきています。

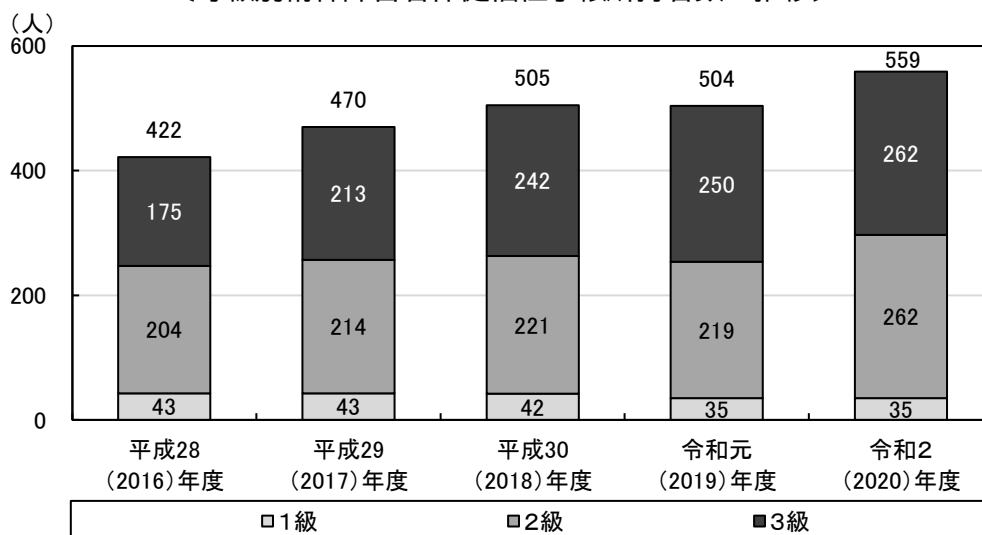
〔等級別療育手帳所持者数の推移〕



資料：市町村別療育手帳保持者数
※各年度末時点。

○精神障害者保健福祉手帳※所持者数は、559人と増加傾向にあり、特に3級の割合が徐々に高くなってきています。

〔等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移〕

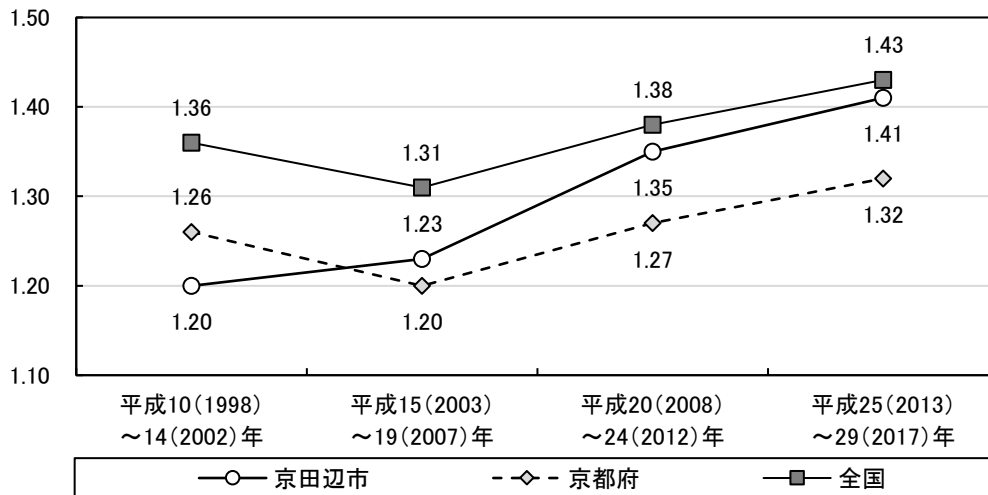


資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数
※各年度末時点。

③子どもに関する状況

○合計特殊出生率※は、平成10(1998)～14(2002)年では京都府・全国の数値よりも低かったものの、その後徐々に高くなっており、平成20(2008)～29(2017)年では、全国の数値に近づいています。

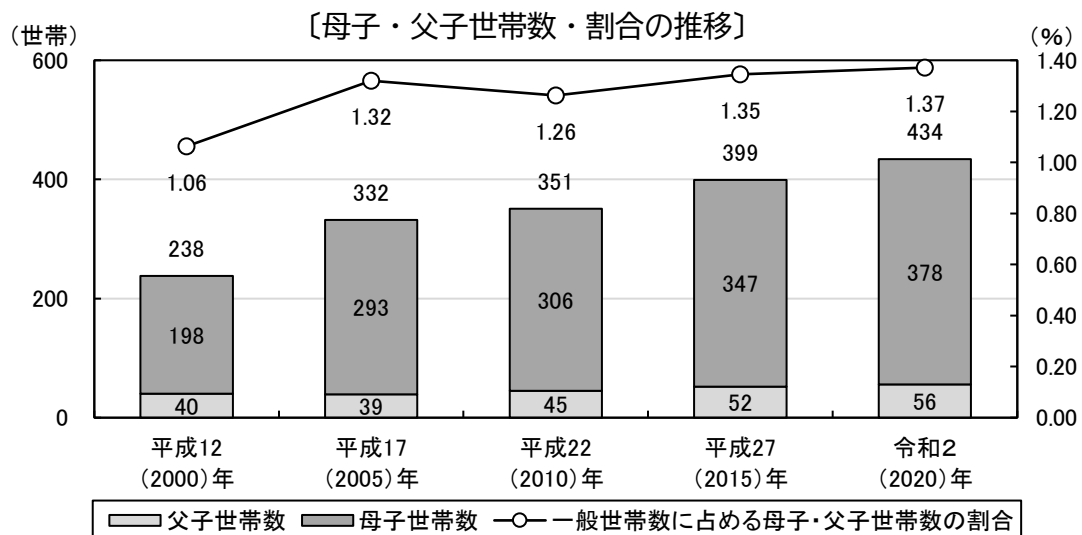
〔合計特殊出生率〕



資料：人口動態特殊報告

※それぞれの合計特殊出生率については、5年間の平均値。

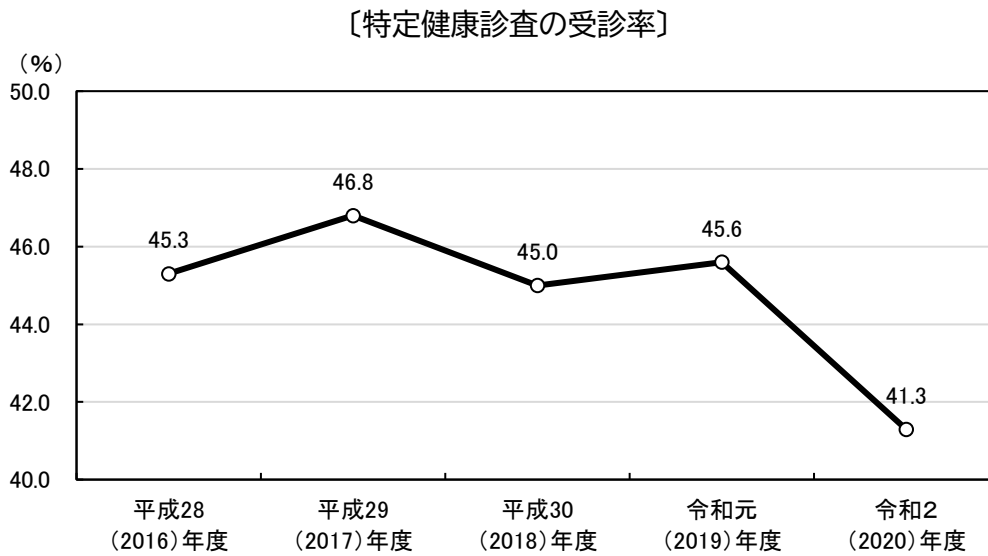
○母子・父子世帯数は、平成12(2000)年から令和2(2020)年にかけて増加傾向にあります。一般世帯数に占める母子・父子世帯数の割合も、令和2(2020)年が最も高く、1.37%となっています。



資料：国勢調査

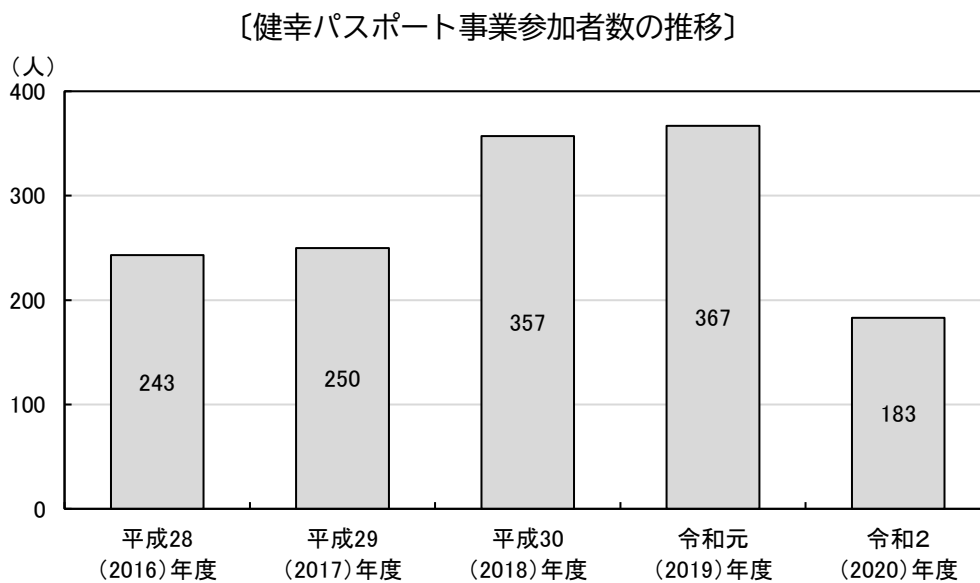
④健康に関する状況

○特定健康診査の受診率は、令和2（2020）年度には41.3%と減少傾向にあります。



資料：国保医療課

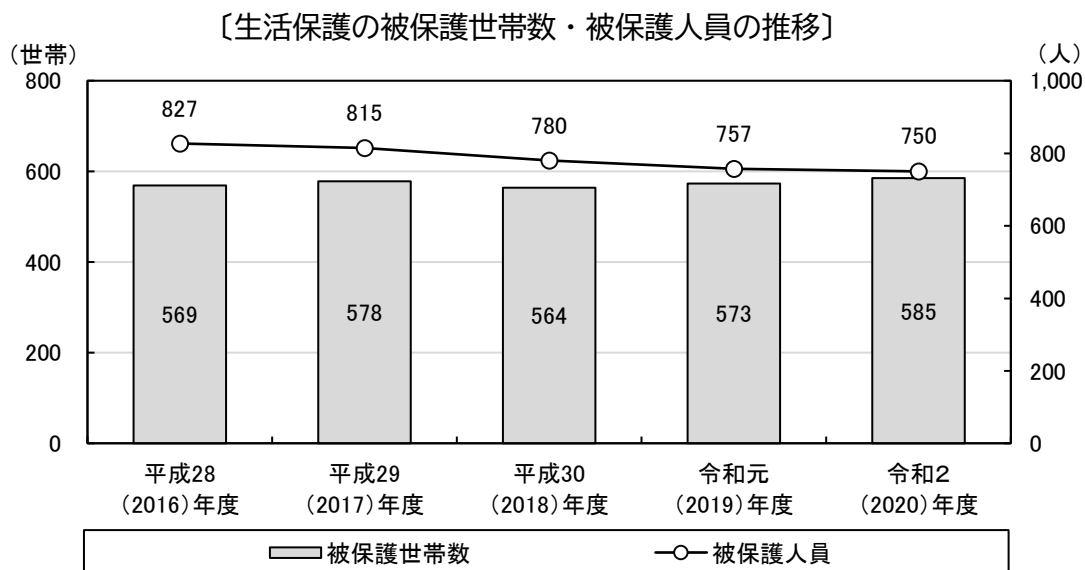
○健幸パスポート事業の参加者数は、令和元（2019）年度までは増加傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症*拡大の影響により、令和2（2020）年度は183人まで減少しています。



資料：健康推進課

⑤生活保護*受給者に関する状況

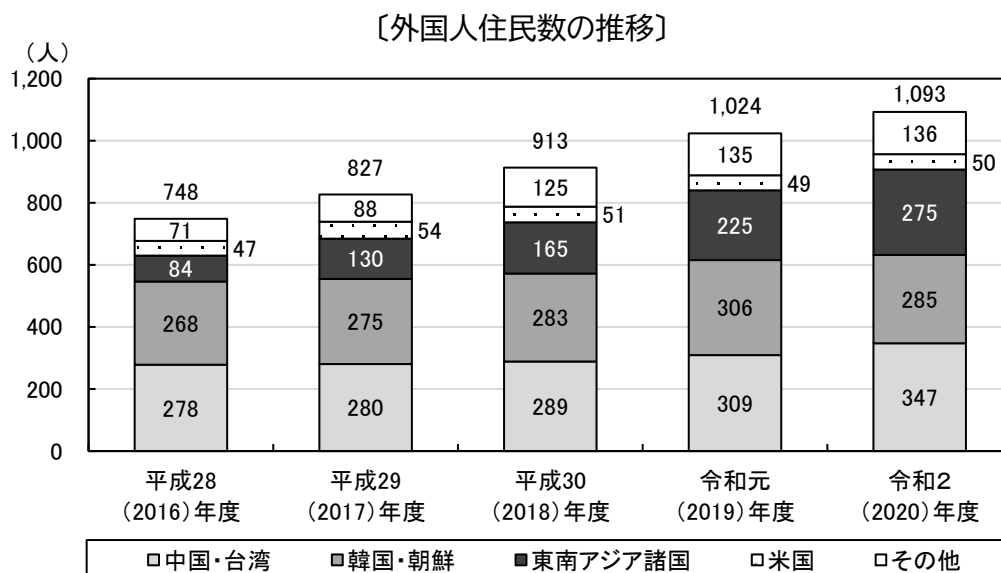
○生活保護の被保護世帯数は、585 世帯となっており、平成 27 (2015) 年以降増減はありませんが、微増傾向にあります。被保護人員は 750 人で、平成 27 (2015) 年度以降減少傾向にあります。



資料：京田辺市統計書

⑥外国人に関する状況

○京田辺市の外国人住民数は令和 2 (2020) 年に 1,093 人となっており、増加傾向にあります。内訳では、東南アジア諸国が大きく増加しています。



資料：京田辺市統計書

※「東南アジア諸国」は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスを指す。

(3) 市民・関係団体等調査結果 ～第4期京田辺市地域福祉計画策定のためのアンケート調査※より～

※第4期京田辺市地域福祉計画策定のためのアンケート調査：

一般市民調査／令和2（2020）年12月10日～12月25日に実施。以下「市民調査」という。

関係団体、区・自治会長、民生委員・児童委員※調査／令和3（2021）年1月28日～2月10日に実施。
以下「関係団体等調査」という。

①市民調査

地域福祉を担う市民活動の活性化

- この1～2年の間に参加した地域活動では、区・自治会活動が5割、公園の草取り、リサイクル等、環境関係の活動が約4割となっている。
地域活動に参加しない理由として、「仕事や家事で忙しい」の割合が最も高い。また、「興味がない」と回答する割合も“忙しい”に次いで高く、前回調査よりも増加している。
- 地域で助け合い・支え合いの活動を活発にするために必要なこととして、最もあてはまるものでは「地域における温かな人間関係を築く」、2番目、3番目では「困っている人や助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が上位に挙がる。
- ボランティア活動に「参加したことがない」と回答した人は8割。一方、団体やグループに、所属または活動経験がある割合は1割で、分野としては高齢者支援が多い。
- 活動についての考えとして、「気持ちはあるが忙しいので参加できない」「地域において助け合いや支え合い、交流などを深めるためにも必要」が上位であり、前回調査に比べて「気持ちはあるが忙しいので参加できない」は増加、「地域において助け合いや支え合い、交流などを深めるためにも必要」は減少している。



地域活動については、忙しいため参加する時間がない、興味がないといった理由で、参加できない・しない人の割合が高い一方で、地域での助け合いや支え合いの活動を活発にするには、地域における人間関係の構築や、活動に関する情報提供が必要との回答割合が高い結果となっています。

活動の活性化として、地域活動に関する情報が広く住民に行き届くよう、また、生活スタイルの多様化に対応した、様々なかたちで活動に参加しやすくする工夫や、活動を担う人材育成の取組が求められます。

地域福祉のためのネットワークづくり

- 近所付き合いの程度では、あいさつをする程度が約3割と最も高い。また、前回調査で最も高い“親しくお付き合いしているお宅がある”については、年齢が下がるにつれて割合も低くなっている。
- 地域の気にかかる人として、「ひとり暮らしの高齢者」をあげる人が多い。
- 地域での人との関わりについて、「隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」と回答する割合が最も高いものの前回調査よりも低く、また、男女間や年代間で割合に差が見られる結果となっている。
- 地域で、高齢者や障がい者、子育てのことなどで困っている世帯があった場合、回答者ができることとしては「安否確認の声かけ」が高く、次いで「話し相手」となっている。
- 社会福祉協議会が行う小地域福祉活動について「知らない」と回答する割合が高く、前回調査よりも増加している。活動の参加経験についても「参加したことがなく、参加するつもりはない」と回答する割合が高い。
- 居住地区を担当する民生委員・児童委員を“知っている”割合は2割に留まっているが、70歳以上では約4割となっている。



“地域における関わり”について、隣近所での助け合いや付き合いを大切にしたいという回答割合に年代で差があり、“近所付き合い”でも同様の傾向が見られます。居住地区の民生委員・児童委員の認知度が低く、地域における孤立化の防止や、地域のニーズ把握のためにも周知が必要です。

また、高齢者等の困っている世帯への手助けとして、「安否確認の声かけ」「話し相手」ができるという回答結果を、互いに助け合う地域づくりに活かすためにも、日頃からのあいさつや声かけ、地域における多世代交流や、つながるためのきっかけづくりが求められます。



だれもが自分らしく暮らせる支援体制づくり

- 日頃の悩みや不安を感じることで、最もあてはまるものでは「自分の健康や病気」、2番目では「家族の健康や病気」、3番目では「経済的なこと」が上位に挙がる。40歳未満では「子育て」が最も高い。悩み等に関する相談先では、「家族」「友人・知人」「親類」が上位を占める。
- 健康や福祉等で知りたい情報としては、「健康や福祉サービスの利用方法」や「健康づくりについて」が高い。40歳未満では「子育てについて」、70歳以上は「介護保険や介護サービスの利用方法」が最も高い。
- 情報収集に役立つものでは「広報ほっと京たなべ」が最も高く、充実すべき情報提供方法では市の広報やホームページ、回覧板やまちかどの掲示板等が上位に挙がる。
- 安心したサービス利用のために充実すべきこととして、最もあてはまるものでは「福祉サービスを適切に選んで利用できるように支援する相談窓口」、2番目では「福祉サービスに関わる人権侵害や苦情について、安心して気軽に相談できる窓口」、3番目では「悪質な事業者を排除する仕組み」となっている。
- 生活困窮者*自立支援制度については、「知っていることはない」との回答が7割。成年後見制度については、40歳未満で“制度自体を知らない”割合が最も高い。
- 健康や福祉を充実していくうえで取り組むべき施策として、最もあてはまるものでは「身近なところでの相談窓口」、2番目では「高齢者や障がい者が、安心して在宅生活をおくれるサービス」、3番目では「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備」が最も高い。
- 福祉を充実させるうえでの行政と地域住民の関係について、「福祉課題については、行政も住民も共に取り組むべき」との回答が5割台半ばで最も高い。



日頃の悩みや不安に思うことでは、回答者自身・家族の健康面や経済的なこと、健康・福祉で知りたい情報では、福祉サービスの利用方法や健康づくりに関するものの回答割合が高くなっています。

また、健康や福祉の充実で取り組むべき施策として、身近な相談窓口や安心して在宅生活がおくれる福祉サービスの充実を希望する割合が高く、日頃の悩みの相談先に市の相談窓口等公共機関を利用する割合が低いことから、今後は、事業内容や支援制度、相談機関等のさらなる周知や、身近な相談窓口から適切な関係機関による対応へとつながる体制づくりの推進が求められます。

安心・安全な生活環境

- 地域で協力して取り組むことが必要な問題として、最もあてはまるものでは「地域住民同士の交流・接点づくり」、2番目では「犯罪防止の取組」、3番目では「火災予防や災害時の避難などの取組」が上位に挙がっている。
- 避難行動要支援者登録制度について「知らない」と回答した割合は約8割。
- 避難支援者としての登録を依頼された場合の対応では、「わからない」の回答が4割で最も高く、前回調査よりも上昇している一方、前回調査で最も高い「区・自治会や自主防災組織^{*}など、地域の組織で対応する」は低下している。



避難行動要支援者登録制度を「知らない」と回答した人が多く、避難支援者としての登録依頼の対応については、「わからない」の回答割合が前回調査よりも上昇し、“区・自治会等地域で対応する”割合は低下しています。市民の安心・安全な暮らしを支えるためには、地域の自助・共助・互助を高めることも含め、安否確認、災害時の避難支援体制づくりを推進していくことが求められます。



②関係団体等調査

地域福祉を担う市民活動の活性化

- 活動上の課題として、新たな会員等の確保や、会員の減少や高齢化による活動継続の難しさ、役員のなり手がいないことが、上位に挙がる。
- 市や社会福祉協議会に希望する支援として、「財政的な支援」や「活動上に必要な情報の提供」「運営上のアドバイス」を求める割合が高い。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けつつ、活動の継続や新たに取り組んでいることなどでは、感染予防対策や、イベントや活動への人数制限や規模の縮小、オンラインを利用した交流や情報共有等の回答があった。
- 健康や福祉の充実として取り組むべき施策について、関係団体調査では3番目にあてはまるものとして「ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援」が最も高い。



活動を継続していく上で、新たな会員の確保や、会員の高齢化による活動継続が困難な状況であること、また、コロナ禍の影響により、活動内容の見直しが必要となっています。活動団体の人材確保を図るとともに、新しい生活様式※に沿った活動方法の創意工夫が求められます。

地域福祉のためのネットワークづくり

- 新型コロナウイルス感染症拡大による活動への影響として、民生委員・児童委員調査では、活動休止、委員同士で話し合う機会が持てない、支援対象者の状況がわからないなどの割合が高い。
- 地域の問題点や課題として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛や閉じこもりの増加や、ひとり暮らし等の高齢者世帯への見守りや支援が必要、などの回答割合が上位に挙がる。区・自治会長や民生委員・児童委員調査では、健康や老後の生活に関する不安を持つ人が多いことや、隣近所との交流や世代間交流の少なさを回答する割合も高い。
- 健康や福祉の充実として取り組むべき施策については、区・自治会長や民生委員・児童委員調査では3番目にあてはまるものとして「住民がお互いに支え合い、助け合える仕組みづくり」が最も高い。



コロナ禍の影響による、閉じこもりや社会的孤立を懸念する割合が高くなっています。外出自粛等により、地域における人とのつながり・接点が減少することで、高齢者世帯等への見守り・支援が、今後より一層重要になります。民生委員・児童委員を含めた、地域での見守り体制の再構築が求められます。

だれもが自分らしく暮らせる支援体制づくり

- 住み慣れた地域で安心した暮らしの継続に必要なこととして、買い物・通院等移動手段としての公共交通整備や、健康づくりや医療等の環境整備、などの割合が高い。
- 民生委員・児童委員調査では、相談窓口（16項目）のうち「こころの健康に関する電話相談」「専門医によるこころの健康相談」を除いた項目で、認知する割合が5割以上。
- 健康や福祉の充実として取り組むべき施策については、最もあてはまるものや2番目では「高齢者や障がい者が、安心して在宅生活をおくれるサービス」が上位に挙がる。



健康や福祉の充実として取り組むべき施策については、「高齢者や障がい者が安心して在宅生活をおくれるサービス」の割合が高く、住み慣れた地域で安心した暮らしの継続に必要なことについては、買い物・通院等移動手段としての公共交通整備の割合が高くなっています。困りごとがあれば、速やかに相談窓口へつなぎ、関係機関が連携して、適切な対応ができる体制づくりや、移動支援の充実等、市民が必要とするサービスを把握し、充実を図るための取組が求められます。

安心・安全な生活環境

- 住み慣れた地域で安心した暮らしの継続に必要なこととして、区・自治会長や民生委員・児童委員調査では、関係機関等との連携強化による要支援者の把握や、避難体制の整備等の割合が高い。
- 地域の問題点や課題として、区・自治会長や民生委員・児童委員調査では、災害時の安否確認等防災対策の不安を回答する割合が高い。
- 関係団体、区・自治会長調査では、避難行動要支援者登録制度を「知らない」回答割合が最も高い。
- 区・自治会長調査では、避難行動要支援者情報の活用について「特に活用していない」が約4割で最も高い。



地域の問題点や課題として、区・自治会長や民生委員・児童委員調査では、災害時の安否確認等防災対策に不安がある割合が高く、安心した暮らしの継続に必要なことについても、関係機関等との連携強化による要支援者の把握や、避難体制の整備を望む割合が高くなっています。避難行動要支援者の把握・活用を含めた、地域における災害時の対応についての取組が求められます。

2 第3期計画の評価と検証

「第3期計画」では、4つの目標に沿って地域福祉を進めてきました。「第4期計画」の策定にあたって、各項目に基づく施策・事業の進捗状況について庁内評価を行うとともに、地域福祉の現状について市民アンケートや関係団体等アンケートを行い、ご意見をお伺いしました。

基本目標1 地域福祉を担う市民活動をみんなで育てよう

1. 地域福祉に関わる市民・団体を育てよう

【市・社会福祉協議会で取り組んだこと】

- ・「小中学校及び同志社国際中学校に「福祉協力校」として助成金の交付や担当職員の配置を実施した。(社会福祉協議会)
- ・中学・高校生に、「社会福祉体験学習」として福祉施設やボランティア団体の活動体験を実施した。(社会福祉協議会)
- ・令和元(2019)年度に「I♡京田辺ふれあいワークショップ」(地域懇談会)を実施した。ただし、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアンケート調査に変更となった。(社会福祉協議会)
- ・地域スポーツ大会を開催した。(文化・スポーツ振興課)
- ・健康づくりや介護予防を目的とした教室の運営を支援した。(健康推進課)
- ・「まち・しる・つくる塾」や「ええまちつくろうカフェ」を開催した。(市民参画課)
- ・社会教育団体、学校教職員対象の「人権教育指導者研修会」を実施した。(社会教育課)
- ・生涯学習指導者の登録を行った。また、指導者を派遣した。(社会教育課)

【地域で取り組んだこと】

- ・自治会や環境美化活動への参加者が増えた。(アンケート)

【市民アンケートから把握できること】

- ・ボランティア経験者は1割前半だが、参加に前向きな人は3割程度。
- ・社会福祉協議会が行う小地域福祉活動について「知らない」と回答した人が45.1%。
- ・社会福祉協議会が行う小地域福祉活動の参加割合は、若者は低いが、高齢者が高い。
- ・社会福祉協議会が行う小地域福祉活動の参加意欲は前回に比べて12.6ポイント減少している。また、「参加するつもりはない」は14.4ポイント増加している。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面での活動機会が減少するなどの変化が起きている。

【その他資料等から把握できること】

- ・近年、高齢化が進展しており、生産年齢の人口割合が減少している傾向にある。
- ・人口自体は減少に至っていないが、令和 12（2030）～17（2035）年の間に減少傾向になると予測される。
- ・年少人口割合が高いのは三山木、高齢者人口割合が高いのは普賢寺と地域によって人口構造が異なる。



2. 地域福祉に関わる人々の輪を広げよう

【市・社会福祉協議会で取り組んだこと】

- ・災害ボランティアセンター※を常設化し(平成 27 (2015) 年度)同志社大学や青年会議所等が運営をサポートした。また、出前講座を開催した。(社会福祉協議会)
- ・市民の福祉活動等に同志社・同志社女子大学のグループの協力を仲介した。(市民参画課)
- ・保育所、幼稚園、小・中学校へ同志社の学生ボランティアの受け入れを実施した。幼稚園のキ・ラ・ラ体験事業にも学生が参加した。(こども・学校サポート室)
- ・女性交流支援ルームにおいて、市民団体活動交流のための掲示板を設置した。(人権啓発推進課)
- ・老人クラブ、ひとり暮らし老人の会への補助を実施した。(高齢介護課)
- ・市民参画課内に大学連携ディスカバリーベースを設置した。(令和 3 (2021) 年 3 月設置・市民参画課)

【地域で取り組んだこと】

- ・社会福祉協議会登録ボランティア 59 団体、1,164 名。(令和 3 (2021) 年 3 月末日現在)
- ・災害ボランティア事前登録：個人 50 名、団体：4 団体、150 名。(令和 3 (2021) 年 3 月末日現在)
- ・同志社女子大学の高齢者生きがい創造教室に参加している市民がいる。
- ・市民がサークルに参加しやすい環境がある。

【市民アンケートから把握できること】

- ・「地域における温かな人間関係の構築」、「ふれあいや支え合いの場の情報を得やすくすること」を重要視する人が多い。
- ・地域活動では自治会等の身近な活動に参加している人が増えている。
- ・地域活動がどこで行われているのか知らない若い世代が多い。
- ・ボランティア活動をしたいが、忙しさから参加できない人や、ボランティア活動はしたくないという人が増えている。

【その他資料等から把握できること】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面での活動機会が減少するなどの変化が起きている。

基本目標2 地域福祉のためのネットワークをつくろう

3. 住民同士がつながる交流の場を増やそう

【市・社会福祉協議会で取り組んだこと】

- ・市民向けに福祉を考える講座を開催した。ただし、平成30(2018)年度開催、令和元(2019)年度は参加応募がなく中止となっている。(社会福祉協議会)
- ・サロンひとやすみを実施、認知症カフェ※(平成30(2018)年度から)を開催した。(高齢介護課)
- ・社会福祉協議会や民生委員・児童委員が各支部単位で行っている「ふれあいサロン活動※」等を支援した。(社会福祉協議会)
- ・保育所、児童館において高齢者との交流事業を実施した。(子育て支援課)
- ・高齢者等様々な人の人権を考える研修・講演会を開催した。(人権啓発推進課)
- ・転入者向けに自治会加入促進のパンフレットを作成・配布した。(市民参画課)

【地域で取り組んだこと】

- ・コロナ禍でストレスが溜まっている人も多く、リラックスを目的としたお茶の淹れ方教室の開催を企画している。また、高齢者施設や子育て支援施設に出向き、お茶をふるまう活動も模索している。
- ・認知症サポーター※：9,048人(令和3(2021)年3月末現在)

【市民アンケートから把握できること】

- ・親しく近所付き合いをする人が減っている。特に若い世代では親しく近所付き合いをする人が少ない。
- ・地域で人との関わりに前向きな人が約7割いる。
- ・老人ホーム、介護施設、高齢者向けの憩いの場等が不足しているという意見が多い。
- ・地域の人が協力して取り組んでいく必要があるものは、地域住民同士の交流・接点づくりが最も多い。
- ・地域での人との関わりに対して、隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたいと考える人が最も多い。
- ・草取りやリサイクル活動等、比較的参加しやすいボランティア活動の参加割合が高くなっている。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面の交流機会が持ちづらくなっている。
- ・世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保や交流・参加・学びの機会について求められている。

【その他資料等から把握できること】

- ・核家族世帯数は平成12(2000)～令和2(2020)年の間に約5,500世帯増加している。
- ・高齢者夫婦世帯・高齢者単身世帯ともに近年、増加しており、平成12(2000)年から比較すると3倍程度になっている。

4. 地域福祉のネットワークづくりを進めよう

【市・社会福祉協議会で取り組んだこと】

- ・市民福祉活動に関し、同志社大学及び同志社女子大学の学生関連団体の仲介を行った。(市民参画課)
- ・福祉関係機関が、京田辺市地域自立支援協議会、京田辺市手話通訳等派遣事業運営委員会に参画し、情報共有体制を構築した。(障がい福祉課)
- ・高齢者実態把握訪問を行う中で必要な支援・見守りにつないだ。また地域ケア会議を開催し、地域包括支援センター*と民生委員・児童委員との連携を密にした。(高齢介護課)
- ・絆ネット構築支援事業を平成 27 (2015) 年度より社会福祉協議会へ委託し実施した。(社会福祉協議会・社会福祉課)
- ・各部局において実施されている多くの事業に、関係機関との連携・協力が必要とされている。(全部局)
- ・保育所、幼稚園、小・中学校へ同志社の学生ボランティアの受け入れを実施した。幼稚園のキ・ラ・ラ体験事業にも学生が参加した。(こども・学校サポート室)
- ・地域で安心して暮らせるネットワークづくりを考えるため、社会福祉協議会、包括支援センター、消費生活センターが共催で市民フォーラムを開催した。(関係各課・団体)
- ・市民見協による高齢者見守り訪問(市から提供された訪問希望者人数): 753 人(社会福祉課)
- ・地域ネットワーク会議の開催及び地域活動支援(絆ネット): 地域役員等と原則非対面で主に電話・メール等を通して聞き取りや相談を実施した。(社会福祉課)

【市民アンケートから把握できること】

- ・社会福祉協議会が行う小地域福祉活動への参加割合は小学校区によって差がある。参加経験は普賢寺が最も多いが、参加意欲に関しては、どの地域も3割台が多い。
- ・世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保や交流・参加・学びの機会について求められている。

基本目標3 だれもが自分らしく暮らしていける支援体制をつくろう

5. 気軽に相談できる体制をめざそう

【市・社会福祉協議会で取り組んだこと】

- ・市民の様々な問題に対応できるように相談員の配置や、専門家による相談窓口を開設するなど、相談支援体制を強化した。(人権啓発推進課・社会福祉協議会)
- ・チラシやホームページ等で、施設を周知した。(関係各課)
- ・三山木福祉会館において近隣住民の悩み事に対して相談を実施した。(人権啓発推進課)
- ・高齢者虐待について、より迅速に対応できるよう具体的な手順を見直した。(高齢者支援課)
- ・女性の様々な問題解決に向け相談を実施した。(人権啓発推進課)
- ・市民と事業者との契約トラブルや借金問題について、解決のため支援した。(消費生活センター)
- ・家庭児童相談室において子どもに関する相談に対応した(件数：444件・子育て支援課)

【地域で取り組んだこと】

- ・民生委員・児童委員による相談を実施した。
- ・市民による認知症サポーター養成講座の積極的な参加が見られた。

【市民アンケートから把握できること】

- ・悩みや不安の相談先で多いのは「家族」。一方で、区・自治会や、民生委員・児童委員は少ない。
- ・気軽に相談できる窓口を充実してほしいという意見が多い。
- ・地域全体の問題に総合的に対応できる窓口が望まれている。
- ・民生委員・児童委員の名前や顔を知っている人が減少している。
- ・悩みについて、40歳以上は自分の健康や病気が最も多く、若者は子育てが最も多くなっている。

【その他資料等から把握できること】

- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成28(2016)～令和2(2020)年度の間が増えていく。
- ・生活保護の被保護世帯数は横ばいで、被保護人員数はやや減少傾向にある。
- ・国において、属性や世代を問わない相談の受け止め、いわゆる「断らない相談支援」、包括的な相談支援体制の充実が市町村に求められている。

6. それぞれの人にに応じた情報提供の体制を充実させよう

【市・社会福祉協議会で取り組んだこと】

- ・社会福祉センターの指定管理者として、地域交流スペースコミュニティカフェ「喫茶りあん」を運営。また、周知のため「りあんへいこっ！プロジェクト」という講座を開催した。（社会福祉協議会）
- ・プレスリリースを積極的に行い、メディアを通じた市政情報の発信を行った。（秘書広報課）
- ・SNS^{*}やツイッターによる情報の発信、「広報ほっと京たなべ」、「学びの情報誌」の発行。「まちかど広報ボックス」設置場所を見直した。（秘書広報課・社会教育課）
- ・子育てに役立つガイドブックやイベント等を案内する情報誌を作成。（子育て支援課）
- ・ホームページに障がい者福祉や援護に関する情報、各種検診や健康に関する情報を常時掲載するようにした。（関係各課）
- ・視覚障がい者を対象に、「広報ほっと京たなべ」の内容をCDに録音した「声の広報ほっと京たなべ」を発行した。（秘書広報課）
- ・在住外国人へのサポートとして生活ガイドブックを作成した。（英語・中国語・韓国語）（市民参画課）
- ・外国籍の人の相談窓口の案内をホームページ内に掲載した。
- ・視覚に障がいのある人向けのデジ版・音声版・点字版を作成し貸出を実施した。（秘書広報課）
- ・介護保険サービスに関して出前講座や説明会を実施した。（介護保険課）

【地域で取り組んだこと】

- ・多くの市民が各種出前講座へ参加している。

【市民アンケートから把握できること】

- ・情報入手する手段として高齢者は人やテレビ・ラジオからという人が多く、若者はインターネットから、という人が多い。
- ・「広報ほっと京たなべ」は情報を得るのによく利用されている。また、もっと充実すべきという意見も最も多い。
- ・知りたい情報で最も割合が高かったのは、「健康や福祉についてのサービス利用方法に関する情報」となっている。
- ・子育てや介護事業者に関する情報のニーズが高い。
- ・情報化社会の進展に伴い情報入手方法が多種多様化している。

【その他資料等から把握できること】

- ・外国人人口は近年急激に増加しており、特に東南アジア諸国からの増加が顕著である。

7. 地域生活を支えるサービスを充実させよう

【市・社会福祉協議会で取り組んだこと】

- ・障害者生活支援センター「ふらっと」等と、サービス利用の調整を図り、庁内関係課と連携した。(障がい福祉課)
- ・介護保険サービス事業所連絡協議会や市担当者がケアマネ部会やヘルパー部会に出席し情報交換を行った。(高齢介護課)
- ・高齢者実態把握訪問によりサービスの必要な対象者を把握し地域包括支援センターへつないだ。(高齢介護課)
- ・困難ケースについて地域ケア会議によりサービス利用の調整を図った。(高齢介護課)
- ・ごみ出しが困難な高齢者や障がいのある人等の生活支援として、ごみの戸別収集「にここ収集」を障がい福祉課・高齢介護課と連携しながら実施した。(清掃衛生課)
- ・消費生活相談制度の案内、成年後見人制度講座の開催等によりサービスの利用支援をした。(社会福祉課・高齢者支援課・障がい福祉課・社会福祉協議会)
- ・京田辺市地域自立支援協議会等に福祉関係団体や社会福祉協議会が参加し、情報交換を実施した。(障がい福祉課)

【市民アンケートから把握できること】

- ・今後優先して取り組むことでは、年代が高くなるほど、「高齢者や障がい者が安心して在宅生活をおくれるサービスの充実」の割合が高い。

【その他資料等から把握できること】

- ・国において、属性や世代を問わない相談の受け止め、いわゆる「断らない相談支援」、包括的な相談支援体制の充実が市町村に求められている。



8. 人権擁護・虐待防止体制を充実させよう

【市・社会福祉協議会で取り組んだこと】

- ・各学校において福祉教育[※]等の計画を作成し、それに基づいて計画的に指導を行った。総合的な学習の時間等を利用して福祉体験等に取り組んだ。(こども・学校サポート室)
- ・専門相談員を配置している家庭児童相談室にて相談支援活動を実施した。(子育て支援課)
- ・人権や障がい、高齢者の問題に関して相談体制を強化した。(人権啓発推進課・高齢者支援課・障がい福祉課・社会福祉協議会)
- ・庁内相談窓口担当者会議やケース検討会議を開催し、関係窓口担当者との連携を深め、配偶者間等暴力の被害者の保護支援体制を強化した。(人権啓発推進課)
- ・認知症サポーター養成講座を実施し認知症高齢者への理解や接し方を市民への周知を図った。(高齢介護課・社会福祉協議会)

【市民アンケートから把握できること】

- ・障がい者に関するサービスを安心して利用できるようにするためには、福祉サービスに関わる人権侵害や苦情について、安心して気軽に相談できる窓口の充実が、多く求められている。

【その他資料等から把握できること】

- ・国において、成年後見制度利用促進に向けて、「中核機関」の設置が市町村に努力義務として求められている。



基本目標4 安全・安心な暮らしを守ろう

9. 地域での防災体制を充実させよう

【市・社会福祉協議会で取り組んだこと】

- ・防災講演会を実施した。(安心まちづくり室)
- ・ハザードマップ作成及び地域防災計画※見直しによる公表を行った。(安心まちづくり室)
- ・自主防災組織の説明会を開催した。(安心まちづくり室)
- ・普通救命講習会・上級救命講習会を開催した。(消防署警防課)
- ・J-アラートからの緊急情報をエリアメール等で通知する他、要配慮者への電話・FAX等通知を一括して行うシステムを構築した。(安心まちづくり室)
- ・在住外国人への災害に関する知識の周知や防災意識の向上を目的として「災害時外国人ヘルプカード」を作成した。(市民参画課)
- ・避難所運営訓練を実施した。(安心まちづくり室)
- ・要配慮者登録制度を実施した。(登録者数 232 人・健康福祉政策推進室)
- ・市内6か所と新たに1か所の福祉施設と福祉避難所※設置運営に関する協定を締結した。健康福祉政策推進室)
- ・災害ボランティアセンター設置運用研修を実施した。(社会福祉協議会)

【地域で取り組んだこと】

- ・防災ママカフェを開催している。
- ・団体活動のイベントをオンラインに変更したことで普段参加されない人が参加されるなどのメリットがあった。

【市民アンケートから把握できること】

- ・避難行動要支援者登録制度について「知らない」割合が前回調査時 73.9%であるのに対して、今回は 78.0%となっている。
- ・避難支援者を今後引き受けようとするという回答は約1割だが、自治会等地域の組織で対応するという回答が約4割となっている。
- ・全国的な大規模災害の発生等により防災意識が高まっている。

【その他統計資料等から把握できること】

- ・要支援・要介護認定者数が平成 28 (2016) 年～令和 2 (2020) 年の間に増えている。

10. 地域での防犯体制づくりを進めよう

【市・社会福祉協議会で取り組んだこと】

- ・消費生活講座を主催し、区・自治会等を対象とした出前講座を開催した。また、「広報ほっと京たなべ」やホームページ等での啓発に加え市内の居宅介護支援事業者に啓発物の配布を行った。(産業振興課)
- ・地域青少年問題連絡協議会、PTA活動と協力し、「夏の地域パトロール」や日常の「自転車カゴの啓発パトロール」を実施した。また、生活環境調査及び生活環境ガイドマップの作成・配布を行った。(社会教育課)
- ・防犯灯・防犯カメラを設置した。(安心まちづくり室)

【市民アンケートから把握できること】

- ・犯罪防止の取組に必要を感じる割合は前回調査より減っている。
- ・親しい付き合いをしているほど安心を感じるという回答が多いが、その割合が減少している。
- ・住む地域に安心を感じることの3番目に、治安がいいが最も多い。一方で、不安を感じるものの理由として、草内、普賢寺では、空き家等が増加しており不安を感じている。

【その他統計資料等から把握できること】

- ・全国的に高齢者への特殊詐欺*事案が引き続き見られる。



3 地域福祉をめぐる課題まとめ

「1 京田辺市の現状」「2 第3期計画の評価と検証」から読み取れる課題は以下の3点です。

(1) 市民や団体の地域参画や地域内交流の活性化が必要

市民アンケートや関係団体調査では、仕事で忙しいなどの理由により、若い世代を中心に地域参画ができていない現状がある一方で、地域での交流や支え合いは、今後欠かすことができないという意識の醸成が見られます。これまでの啓発から、意識自体は高くなっているものの、働き盛りの世代が多く、実際に参画するハードルが高くなっていることが考えられます。

そのため、今後は地域参画のコーディネートを行うことにより、活動したい人が活動しやすい環境を整えることや、気軽に参加できる地域の活動やイベントの推進が必要です。また、現在は仕事等で忙しく活動に参加できない人に対しても、情報提供等を進めることによって、いずれ担い手として地域福祉活動に参画する人を増やしていけるよう、情報発信についても強化を図る必要があります。

(2) 地域福祉のネットワーク構築・関係機関の連携強化が必要

市民アンケートや関係団体調査では、健康や福祉について知りたい情報として、サービスの利用方法や健康づくりに関することがあげられています。また、身近な相談窓口や安心して在宅生活がおくれるサービスの充実を希望する割合も高くなっており、今後は、事業内容や支援制度、相談機関等のさらなる周知が求められています。

さらに、国では重層的支援体制の整備が掲げられており、庁内の福祉関係課や関係機関との連携による、制度の狭間に陥る人々を救済できる体制づくりが求められています。今後は、身近な相談窓口をはじめ、どんな場所からでも相談ができ、その後適切な関係機関による対応へとつなげられるネットワークづくりを進める必要があります。

(3) 住民主体の住み良い地域づくりが必要

市民アンケートや関係団体調査では、地震等の災害時への備えに対する不安が顕著となっており、特に避難行動要支援者登録制度等については認知度が低いものの、今後も取り組んでいかなければなりません。また、各福祉サービスの充実や、地域の安全の確保、権利擁護[※]等、だれもが住み良い地域にするための取組の充実が必要です。

さらに、近年は成年後見制度の利用促進等も求められるようになっており、認知症高齢者の増加等に伴い、成年後見制度のニーズが高まってくることが予測されます。

第3章 計画のめざす方向性

1 基本理念

本市では、地域共生社会の実現と、市民と行政の協働*による地域福祉の実現をめざし、「第4期計画」においても、「第3期計画」で設定した基本理念を継承し、次のとおり掲げます。

お互いさんの心と絆ではぐくむ心豊かなまち 京田辺

地域福祉の推進には、市民の主体的な参画と協働による「ともに生きる地域社会づくり」が求められます。それは、行政や特定の団体・企業・個人等が行うものではなく、市民すべてが主体となって、一人ひとりの参画のもとに、助け合いやふれあいの輪（和）を広げていく、継続的な活動であり、「みんなではぐくむ」という視点が必要です。

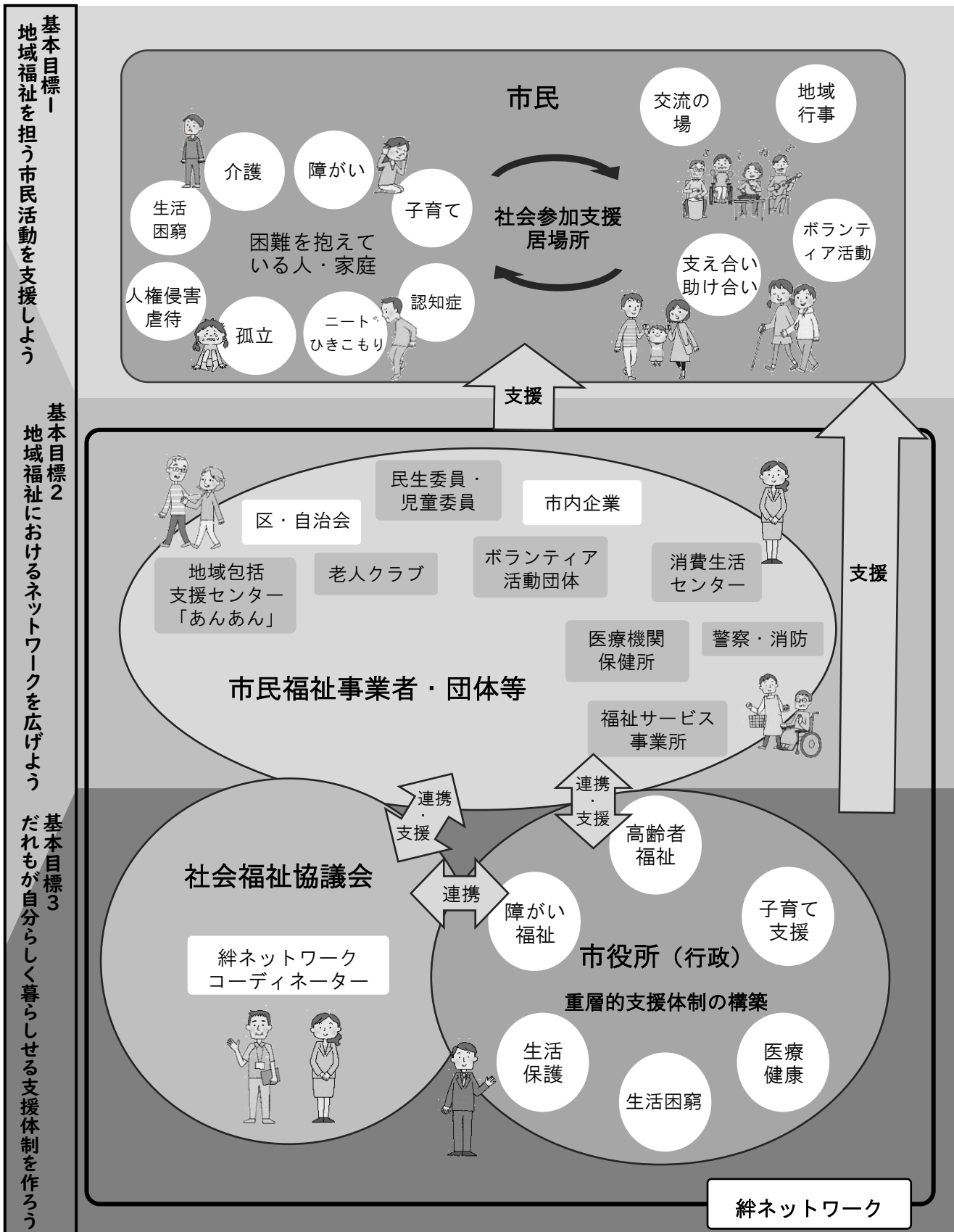
また、障がいのある人や子ども、高齢者等の特定の人ではなく、地域を構成するすべての人が支援の対象となります。そして、だれもが生涯にわたり、住み慣れた地域で「一人ひとりの人権が尊重され、その人らしく自立した生活をおくることができるようにすること」が重要です。

この基本理念を前提に、市民がお互いの個性を尊重し合いながらふれあい、地域の多様な生活課題に気づき、その解決に向けて地域全体が一丸となって取り組んでいけるまちづくりを引き続きめざします。



2 本市がめざす地域共生社会

本市では、社会福祉協議会や市内福祉事業者・団体等と連携し、圏域にあわせた取組を進めながら、市民を包括的に支えられる地域共生社会を構築します。



3 基本目標

「第4期計画」では、計画の基本理念である「お互いさんの心と絆ではぐくむ心豊かなまち 京田辺」をめざすため、「第3期計画」の進捗状況や市民アンケート等の意見を踏まえて、次の3つの基本目標と8つの行動目標を設定します。

(基本目標1) 地域福祉を担う市民活動を支援しよう

- 行動目標1 主体的に活動する市民・団体を育てよう
- 行動目標2 住民が地域福祉活動に参加する機会を充実させよう

地域福祉を推進するためには、人的資源が不可欠です。地域に住む人が隣近所の人や地域のことに関心を持ち、主体的に行動する気運を作り出すことが必要です。

地域や福祉への関心を高めながら、地域福祉活動の担い手となる人材を育成し、自主的な地域福祉活動の推進につなげていくことを、第1の目標に掲げます。

(基本目標2) 地域福祉におけるネットワークを広げよう

- 行動目標3 地域福祉のネットワークを拡大しよう
- 行動目標4 日常的な地域のつながりを強化しよう

地域の中で希薄化する人と人とのつながりを維持するためには、地域住民同士が交流の機会を増やし、つながりを強める機会づくりが重要です。

また、地域の中で活動する団体や事業者がお互いに連携・協働することによってこそ、地域の福祉力が十分に発揮されることとなります。地域の充実したネットワークづくりによって地域福祉の充実をめざすことを、第2の目標に掲げます。

(基本目標3) だれもが自分らしく暮らせる支援体制をつくろう

- 行動目標5 地域生活を支えるサービスの情報提供を充実させよう
- 行動目標6 気軽に相談できる体制をめざそう
- 行動目標7 関係機関との重層的な支援体制を構築しよう
- 行動目標8 権利擁護の体制を充実させよう

市民が地域生活をおくるうえで、自分に合った福祉サービスを探し、選び、利用することができる環境が必要です。

また、社会状況が大きく変化している中で、地域福祉に関する問題が複雑化・多様化しており、それらの人を重層的に支援できる体制が求められています。

だれもが地域において、阻害されることなく、自分らしく暮らしていけるような支援体制づくりをめざすことを、第3の目標に掲げます。

4 SDGsとの整合について

2015年9月の国連総会で2030アジェンダが採択され、2030年までに世界中で達成すべき目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

本市では計画に掲載する施策が、SDGsのどの目標に対応した取組なのかを結び付けることで、持続可能な地域社会の形成に資する取組であることを市民及び職員に意識づけ、SDGs達成に貢献できるように取組を進めます。

このことから、第4章の各施策において、SDGsの目標に関連する主なアイコンを掲載しています。



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

8. 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。

9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10. 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する。

11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12. つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。

13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14. 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15. 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

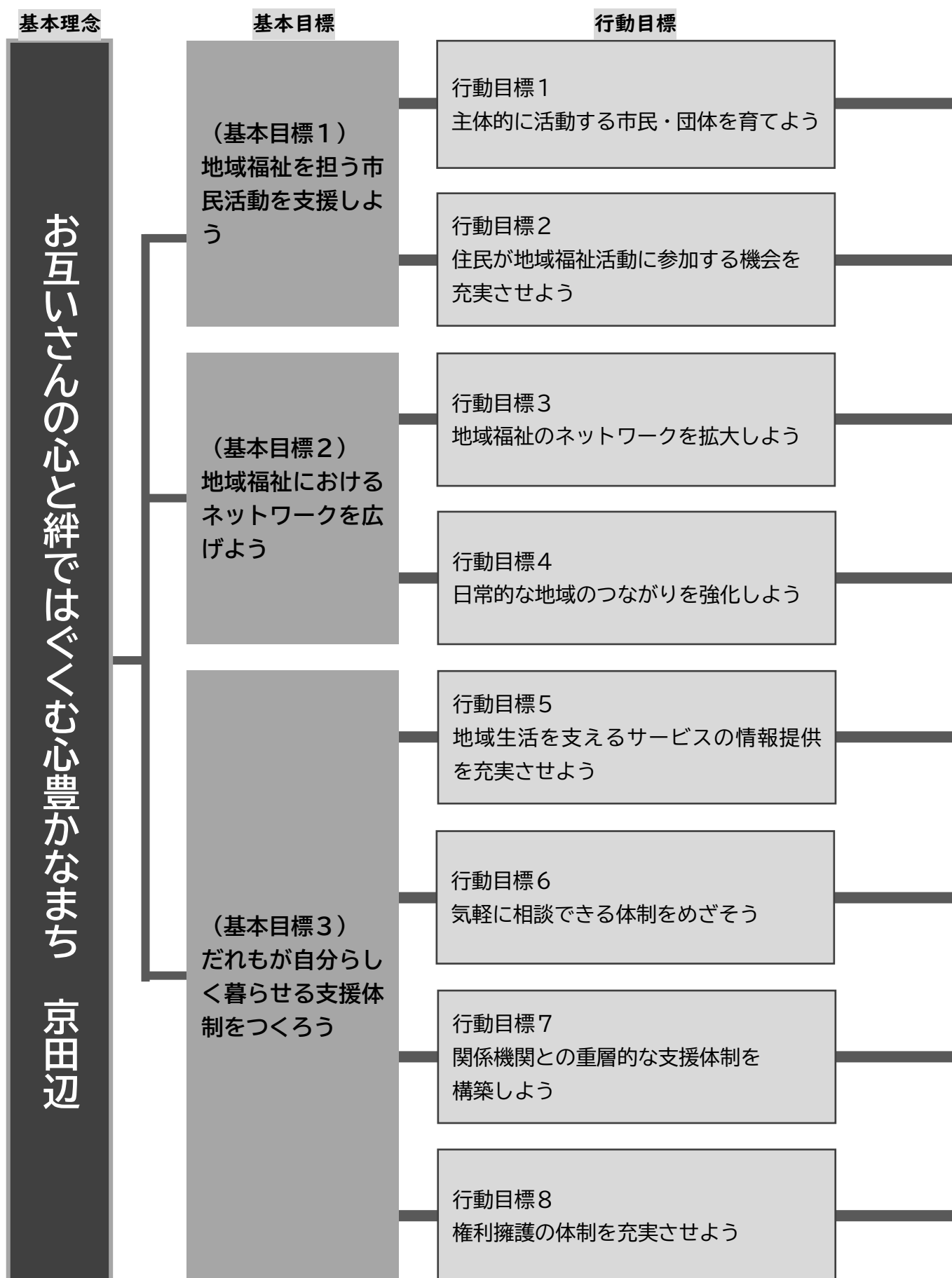
16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17. パートナリシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

5 施策体系



施策の方向性

<p>施策1 福祉に関する 学びの場の提供</p>	<p>施策2 ボランティア活動 への参加促進</p>	<p>施策3 地域の自治活動の 促進</p>	<p>施策4 事業所や企業、大学 と連携した住民主体 の地域づくり</p>
<p>施策1 地域福祉活動に関す る情報発信の充実</p>	<p>施策2 地域福祉活動団体 の活性化</p>	<p>施策3 地域福祉活動に参加 しやすい環境の整備</p>	
<p>施策1 地域における助け合い のネットワークづくり</p>	<p>施策2 地域活動団体との 連携支援</p>	<p>施策3 関係団体・機関等 との情報共有</p>	
<p>施策1 地域における気づき・ 見守り活動等の促進</p>	<p>施策2 地域の防犯意識の 向上</p>	<p>施策3 地域の防災体制 づくり</p>	
<p>施策1 福祉に関する情報 発信の充実</p>	<p>施策2 多様な情報提供 体制の構築</p>	<p>施策3 新たな情報発信 手段の検討</p>	
<p>施策1 相談窓口に関する 情報発信の充実</p>	<p>施策2 各種相談窓口の 充実・強化</p>	<p>施策3 気軽に相談しやすい環 境づくり</p>	
<p>施策1 断らない相談支援 体制の構築</p>	<p>施策2 多機関による情報共 有、支援体制の構築</p>	<p>施策3 福祉サービスや 支援のさらなる充実</p>	
<p>施策1 虐待等の暴力の 防止</p>	<p>施策2 人権に関する学び や人権啓発の推進</p>	<p>施策3 成年後見制度の利 用促進（成年後見制 度利用促進基本計画）</p>	



第4章 計画の展開

※ページの見方

①

②

③

④

基本目標 1 地域福祉を担う市民活動を支援しよう

行動目標 1 主体的に活動する市民・団体を育てよう

● **現状と課題**

【現状・これまで取り組んできたこと】

- 市民が地域の活動に参画できるよう、各種活動について情報提供を進めてきた。
- 社会福祉協議会が中心となってボランティア関連講座を開催してきた。
- 社会福祉協議会や大学と連携し、地域福祉活動の活性化に取り組んできた。
- 高齢者の居場所づくりを中心とした地域交流の場を形成した。
- 転入者向けに自治会加入促進のパンフレットを作成・配布した。
- 市民参画課内に、大学連携ディスカバリーベース[※]を設置した。

※大学の有する知識等を地域において活用するマッチング活動の実施窓口機関

【課題・これから取り組むべきこと】

- これまで参画してこなかった層に向けて、地域と関わる機会を醸成する。
- セミナーや講座の幅を広げ、より多くの人が地域に参画できる仕組みが必要。
- より多くの人が地域の担い手として参画してもらえる環境づくりが必要。
- 官民学連携を推進し、地域が丸となった体制づくりが必要。

● **施策の方向性**

- ★ 施策1 福祉に関する学びの場の提供
- ★ 施策2 ボランティア活動への参加促進
- ★ 施策3 地域の自治活動の促進
- ★ 施策4 事業所や企業、大学と連携した住民主体の地域づくり

● **数値目標**

現状値 [※] (令和2年度)	5.8%	目標値 [※] (令和7年度)	11.0%
-----------------------------	------	-----------------------------	-------

京田辺市でボランティア団体やグループの活動に参加している割合（市民調査）
（“現在、所属して活動している”と“所属していないがたまに活動に参加している”の合計）

※地域のボランティア活動への参加割合が増加することで、主体的に活動する市民・団体が増加し、活動者の育成が期待されるため、年1ポイントずつの増加を見込み目標とします。

⑤

● **施策の取組**

施策1 福祉に関する学びの場の提供

早い段階から福祉の意識を育むため、小・中学校等において福祉教育を行うとともに、市民の福祉に対する意識を高めることを目的に、福祉に関する市民向け講座を実施するなど、学びの場の提供に取り組めます。

実施主体と内容	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動に関心を持ち、できることは何かを考えたり、家族や友人たちと話し合ったりしよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの頃から地域福祉活動に関心が持てるよう、小・中学生を対象としたボランティア体験学習や福祉教育の充実を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉講座やイベント等を開催するなど、地域住民の福祉教育を推進する。 児童・生徒等の若い世代が福祉に関わる機会を提供し、次代の福祉活動の担い手となる人材や組織の育成を図る。 	

施策2 ボランティア活動への参加促進

地域住民が主体となる日常生活支援等のボランティア活動を推進し、地域における幅広い支援の担い手づくりに取り組めます。

実施主体と内容	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
<ul style="list-style-type: none"> ボランティア同士で交流や情報交換を図り、連携して活動しよう。 社会福祉協議会や民間事業所等を行うボランティア関連の講座に参加しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体等に関する情報を、広く市民に発信し、市民の参加や協力を呼びかける。 若者の参加を促進できるよう、青年リーダーの育成に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア育成のための各種事業を支援する。 ボランティア活動をしている団体やイベント等の情報発信を行う。 	

施策3 地域の自治活動の促進

地域の自治活動を維持・拡充していくために、区・自治会を主体とした活動を促進し、活動者が担い手として地域に貢献できるよう懇談会等も取り組めます。また、民生委員・児童委員についても、担い手の確保と育成を行い、地域の自助機能の向上を図ります。

実施主体と内容	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会や子ども会、老人クラブ等に、積極的に参加しよう。 地域の活動者と交流し、困りごとがあれば相談する関係を築いていこう。 	<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会やボランティア等が地域での困りごとを解決するため、地域懇談会や研究会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の基盤となる区・自治会の活動を支援する。 地域の活動者に向けた研修の充実を図る。 高齢者の、区・自治会単位での居場所づくり・生きがいづくいを支援し、介護予防のための体操や栄養改善の啓発に取り組む。 	

施策4 事業所や企業、大学と連携した住民主体の地域づくり

民間の事業所や企業、市内大学等と連携することにより、行政と市民だけでは難しかった地域活動を推進し、より活発な地域づくりを行います。

実施主体と内容	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
<ul style="list-style-type: none"> 企業は、ボランティア体験制度を設けるなど、従業員のボランティア活動を支援しよう。また、地域の行事等に協力しよう。 大学が行っている地域活動に参加してみよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校や大学等に対してボランティアへの参加を呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学連携ディスカバリーベース等も活用しながら、企業や大学等と連携し、地域福祉に若い世代が取り組んでいく体制づくりを行う。 	

■各項目の解説

① 基本目標・行動目標

該当する基本目標と行動目標を示しています。

② 現状と課題

その行動目標に関する「現状」や「これまで取り組んできたこと」を上段に、「課題」や「これから取り組むべきこと」を下段に示しています。

③ 施策の方向性

行動目標に対して取り組む施策を示しています。

④ 数値目標

行動目標の達成度を測るための数値目標を示しています。
 目標数値は一部を除き、今回及び前回実施した市民調査結果を参考に設定しています。

⑤ SDGs アイコン

行動目標に当てはまるSDGsの目標について、アイコンで示しています。

⑥ 施策の取組

③で示した施策の方向性に基づき、取り組むことの概要を上段に、「市民・地域・団体」「社会福祉協議会」「行政」のそれぞれの実施主体が取り組むことを下段に示しています。

基本目標 1 地域福祉を担う市民活動を支援しよう

行動目標 1 主体的に活動する市民・団体を育てよう



● 現状と課題

【現状・これまで取り組んできたこと】

- ・市民が地域の活動に参画できるよう、各種活動について情報提供を進めてきた。
- ・社会福祉協議会が中心となってボランティア関連講座を開催してきた。
- ・社会福祉協議会や大学と連携し、地域福祉活動の活性化に取り組んできた。
- ・高齢者の居場所づくりを中心とした地域交流の場を形成した。
- ・転入者向けに自治会加入促進のパンフレットを作成・配布した。
- ・市民参画課内に、大学連携ディスカバリーベース*を設置した。

*大学の有する知識等を地域において活用するマッチング活動の実施窓口機関

【課題・これから取り組むべきこと】

- ・これまで参画していなかった層に向けて、地域と関わる機運を醸成する。
- ・セミナーや講座の幅を広げ、より多くの人々が地域に参画できる仕組みが必要。
- ・より多くの人々が地域の担い手として参画してもらえる環境づくりが必要。
- ・官民学連携を推進し、地域が一丸となった体制づくりが必要。

● 施策の方向性

- ★ 施策1 福祉に関する学びの場の提供
- ★ 施策2 ボランティア活動への参加促進
- ★ 施策3 地域の自治活動の促進
- ★ 施策4 事業所や企業、大学と連携した住民主体の地域づくり

● 数値目標

京田辺市でボランティア団体やグループの活動に参加している割合（市民調査）
（“現在、所属して活動している”と“所属していないがたまたま活動に参加している”の合計）

現状値
（令和2（2020）年度）

5.8%



目標値
（令和7（2025）年度）

11.0%

◆地域のボランティア活動への参加割合が増加することで、主体的に活動する市民・団体が増加し、活動者の育成が期待されるため、年1ポイントずつの増加を見込み目標とします。

● 施策の取組

施策1 福祉に関する学びの場の提供

早い段階から福祉の意識を育むため、小・中学校等において福祉教育を行うとともに、市民の福祉に対する意識を高めることを目的に、福祉に関する市民向け講座を実施するなど、学びの場の提供に取り組みます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動に関心を持ち、できることは何かを考えたり、家族や友人たちと話し合ったりしよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの頃から地域福祉活動に関心が持てるよう、小・中学生を対象としたボランティア体験学習や福祉教育の充実を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉講座やイベント等を開催するなど、地域住民の福祉教育を推進する。 児童・生徒等の若い世代が福祉に関わる機会を提供し、次代の福祉活動の担い手となる人材や組織の育成を図る。

施策2 ボランティア活動への参加促進

地域住民が主体となる日常生活支援等のボランティア活動を推進し、地域における幅広い支援の担い手づくりに取り組みます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア同士で交流や情報交換を図り、連携して活動しよう。 社会福祉協議会や民間事業所等が行うボランティア関連の講座に参加しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体等に関する情報を、広く市民に発信し、市民の参加や協力を呼びかける。 若者の参加を促進できるよう、青少年リーダーの育成に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア育成のための各種事業を支援する。 ボランティア活動をしている団体やイベント等の情報発信の支援を行う。

施策3 地域の自治活動の促進

地域の自治活動を維持・拡充していくために、区・自治会を主体とした活動を促進し、活動者が担い手として地域に貢献できるよう懇談会等にも取り組みます。また、自治活動の担い手の確保と育成を行い、地域の共助機能の向上を図ります。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会や子ども会、老人クラブ等に、積極的に参加しよう。 地域の活動者と交流し、困りごとがあれば相談する関係を築いておこう。 	<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会やボランティア等が地域での困りごとを解決するため、地域懇談会や研究会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の基盤となる区・自治会の活動を支援する。 地域の活動者に向けた研修の充実に努める。 高齢者の、区・自治会単位での居場所づくり・生きがいづくりを支援し、介護予防のための体操や栄養改善の啓発に取り組む。

施策4 事業所や企業、大学と連携した住民主体の地域づくり

民間の事業所や企業、市内大学等と連携することにより、行政と市民だけでは難しかった地域活動を推進し、より活発な地域づくりを行います。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、ボランティア休暇制度を設けるなど、従業員のボランティア活動を支援しよう。また、地域の行事等に協力しよう。 大学が行っている地域活動に参加してみよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校や大学等に対してボランティアへの参加を呼びかける。 市内事業所へまちづくりサポーターへの参加を呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学連携ディスカバリーベース等も活用しながら、企業や大学等と連携し、地域福祉に若い世代が取り組んでいく体制づくりを行う。

行動目標 2 住民が地域福祉活動に参加する機会を充実させよう



● 現状と課題

【現状・これまで取り組んできたこと】

- ・ 中学・高校生に、「社会福祉体験学習」として福祉施設やボランティア団体の活動体験を実施している。
- ・ 「I♡京田辺ふれあいワークショップ」や「まち・しる・つくる塾」、「ええまちつくろうカフェ」等の機会を設けている。
- ・ 健康づくりや介護予防を目的とした教室の運営を支援している。

【課題・これから取り組むべきこと】

- ・ 地域福祉活動がどこで行われているのか、知らない若い世代が多い。
- ・ ボランティア活動をしたいが、忙しさから参加できない人や、ボランティア活動はしたくないという人が増えている。
- ・ 活動に参画したい人が、必要な情報をすぐに入手できる情報提供体制が必要。
- ・ 生活スタイルの多様化に対応した、参加がしやすい工夫が必要。
- ・ 各団体が特色を活かしながら、活動の輪を広げていくことで、どんな人でも参加できるような環境づくりをすることが必要。
- ・ 世代や属性を超えた住民同士が交流できる場や居場所の確保が必要。

● 施策の方向性

- ★ 施策1 地域福祉活動に関する情報発信の充実
- ★ 施策2 地域福祉活動団体の活性化
- ★ 施策3 地域福祉活動に参加しやすい環境の整備

● 数値目標

地域活動に参加している人の割合（市民調査）
（“よく参加している”と“時々参加している”の合計）

現状値
（令和2（2020）年度）

16.9%



目標値
（令和7（2025）年度）

22.0%

◆地域活動の参加状況を聞く10個の設問の中で“よく参加している”と“時々参加している”の合計の平均値を現状とし、これに対して年1ポイントの増加を見込み目標とします。

● 施策の取組

施策1 地域福祉活動に関する情報発信の充実

身近な地域で行われている活動について、情報の受け手に立った正確でわかりやすい情報提供を行うとともに、情報を入手することが困難な人に対する情報提供支援も行います。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体等は自分たちの活動内容や活動情報を積極的に発信しよう。 ・「広報ほっと京たなべ」等を通じて、地域の情報を積極的に入手しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体等に関する情報を、広く市民に発信し、市民の参加や協力を呼びかける。 ・活動に関する広報、啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体の情報収集、周知に努める。 ・地域福祉活動や交流の拠点となる場の提供や、イベント等の交流機会の提供に努める。 ・地域行事の参考となる、全国の先進事例の情報収集・提供を行う。

施策2 地域福祉活動団体の活性化

地域福祉活動団体等の活動や団体同士の情報共有、連携の支援を行い、地域福祉活動団体の活性化を図ることで、活動の参加機会の増加につなげていきます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で気軽に集まれる施設を活用しよう。 ・ふれあいサロン・喫茶等、地域の人たちが交流できるイベントや事業に積極的に参加しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントやボランティア活動等を通じて、住民同士の交流の機会をつくるとともに、支え合いや助け合いの意識醸成のきっかけを作る。 ・地域福祉活動団体や活動者への支援や、活動団体・活動者と社会福祉協議会、行政をつなぐ機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者のニーズの把握に努めるとともに、当事者による活動を支援する。 ・住民にとって居場所となり、つながりづくりのきっかけとなる集いの場等の活動を支援し、身近な場所における主体的な活動機会を確保する。 ・地域福祉活動からコミュニティビジネス※に発展した事例等を収集し、関係団体に紹介する。

施策3 地域福祉活動に参加しやすい環境の整備

新たな担い手が参加しやすいよう社会資源※・地域資源の発見と活用をはじめ、地域福祉活動の参加しやすい環境づくり等、多様な主体への参加のきっかけづくりに取り組みます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動への参加について、きっかけづくりや内容を工夫、機会の増加を進め参加しやすい雰囲気をつくろう。 ・障がいのある人、子ども、高齢者、学生、子育て中の人等が、気軽に集まれる場所を発見しよう。 ・地域の人たちが、地域で気軽に集まれる施設に関する情報を集め、活用しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で独自に活動している人たちや、活動したいと考えている人たちと団体を結び付ける機会を醸成する。 ・社会福祉センターのコミュニティカフェを、だれでも気軽に立ち寄れる空間とし、地域で活動するボランティアと、市民の交流の場だけでなく、安心して過ごせる居場所として提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の組織力向上や事業の拡充を支援する。 ・多様な交流をはぐくむための、多世代交流が行える機会の充実を図る。

基本目標 2 地域福祉におけるネットワークを広げよう

行動目標 3 地域福祉のネットワークを拡大しよう



● 現状と課題

【現状・これまで取り組んできたこと】

- ・認知症サポーター数は9,048人となっており増加している。
- ・絆ネット構築支援事業を社会福祉協議会への委託により実施している。
- ・福祉関係機関が各種委員会や協議会等に参画し、情報共有体制の構築に取り組んでいる。
- ・市民の福祉活動等に対して、同志社大学及び同志社女子大学の学生関連団体の仲介を行った。

【課題・これから取り組むべきこと】

- ・市民間のネットワークを構築し、地域の課題・困りごとを拾い上げ、適切な支援へつなぐことが必要。
- ・コロナ禍で高齢者に限らず「孤立・孤独」という課題を抱えるリスクが上昇しており、地域や日常生活の場でのつながりづくりが重要となっている。
- ・地域の活動団体や関係団体・機関等との連携を図った情報共有をより充実させ、的確に支援につなげる地域づくりが必要。

● 施策の方向性

- ★ 施策1 地域における助け合いのネットワークづくり
- ★ 施策2 地域活動団体との連携支援
- ★ 施策3 関係団体・機関等との情報共有

● 数値目標

認知症サポーター数

現状値
(令和2(2020)年度)

9,048人

目標値
(令和7(2025)年度)

10,500人

◆認知症サポーター数を増加により、地域における助け合いのネットワークの向上が期待されるため、現状値から年300人の増加を見込み目標とします。

● 施策の取組

施策1 地域における助け合いのネットワークづくり

地域における生活課題を把握し、解決につなげるため、市民・団体・行政等が地域の活動と連携、協働しながら取り組むネットワークの構築に努めます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から地域でのあいさつや会話を積極的に行い、隣近所の住民と交流をしよう。 ・困っている人を見かけたら、手助けをしよう。 ・社会福祉協議会が運営する小地域福祉活動に積極的に参加しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中での助け合う活動が活性化するよう基盤強化に取り組む。 ・地域における公益的な取組を推進する。 ・小地域福祉活動を全市域に広める。 ・絆ネットワークの強化に向け、コーディネーターと各団体や機関との連携を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が行う小地域福祉活動を支援する。 ・社会福祉協議会や区・自治会、民生委員・児童委員、民間事業所等とも連携し、見守り事業の充実を図る。 ・ひきこもりや高齢者、子育て世帯等を個別訪問し、各世帯の状況把握と福祉課題の早期発見・対応を図る。

施策2 地域活動団体との連携支援

地域課題の解決に向けて、地域活動団体等がそれぞれの持つ強みを活かしながら、協働による取組が可能となるよう、地域活動団体間の連携を支援します。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者はどのようなことで困っているのか、どのような支援が必要かなど、支援する側が理解を深められるように話をしよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する団体・組織、ボランティア・NPO[※]等が集まり、交流する機会をつくる。 ・府や近隣自治体と連携し、連絡会議や研修会等への参加、情報の交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や地域活動団体等が連携する必要性についての啓発や、広域的に連携する取組を進める。 ・社会福祉協議会が主体となり行う、地域で活動する団体・組織、ボランティア・NPO等が交流する機会づくりを支援する。

施策3 関係団体・機関等との情報共有

地域活動等で把握された問題を、関係機関と共有するとともに、連携・協働による課題解決に取り組みます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区・自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、老人クラブ、子ども会、PTAは、効果的な支援のために連携・協力を進めよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで個別に活動してきた団体・組織が、連携して地域課題を協議する地域懇談会の開催を推進する。 ・福祉サービスの利用に関する情報提供や相談対応等の援助を行い、必要な支援へつなぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に配慮したうえで、福祉関係団体・機関等との情報共有体制づくりに努める。 ・市の各種相談窓口や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、近隣自治体、その他関連機関や専門機関との連携を深め、情報共有や事例の検討等を行い、相談体制の強化に努める。

行動目標 4 日常的な地域のつながりを強化しよう



● 現状と課題

【現状・これまで取り組んできたこと】

- ・平成 27（2015）年度より災害ボランティアセンターを常設化し、同志社大学や青年会議所等が運営をサポートしつつ、出前講座等を開催している。
- ・区・自治会等を対象に消費生活講座（出前講座）を開催した。
- ・防災講演会や自主防災組織の説明会を開催した。
- ・避難行動要支援者名簿[※]登録制度を実施、232 名の登録者数となっている。
- ・常設型の災害ボランティアセンターとして、市民や関係団体等と連携しながら運営している。

【課題・これから取り組むべきこと】

- ・避難行動要支援者登録制度を「知らない」割合が 78.0%（前回調査 73.9%）で、要支援・要介護認定者数の増加が見込まれることから、さらなる周知が必要。
- ・高齢者への特殊詐欺事案の増加に備え、地域での見守り、つながりの強化が必要。
- ・防災・危機管理への市民の意識は高いが、制度の周知や要配慮者の増加等も踏まえ、有事の際に対応できる体制づくりの強化が必要。
- ・身近な人間関係の中での声かけ等、今後地域でのつながりを密にし、情報共有や協力を進めることが必要。

● 施策の方向性

- ★ 施策 1 地域における気づき・見守り活動等の促進
- ★ 施策 2 地域の防犯意識の向上
- ★ 施策 3 地域の防災体制づくり

● 数値目標

ご近所と困っているときに相談したり、助け合ったりするなど、親しくお付き合いしているお宅がある人の割合（市民調査）

現状値
（令和 2（2020）年度）

28.4%



目標値
（令和 7（2025）年度）

34.0%

- ◆ご近所と親しく付き合っている人の割合が増加することで、地域の共助・互助機能が向上し、地域福祉の実現に近づくことから、年 1 ポイントずつの増加を見込み目標とします。

● 施策の取組

施策1 地域における気づき・見守り活動等の促進

地域における高齢者をはじめとした孤立化防止や地域の福祉課題の早期発見等に向け、地域内での見守り活動等を促進するため、意識の啓発や関係づくり等の支援に取り組みます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動を展開しよう。 ・困ったことがあれば、まわりに助けを求め、援助を受けるための「受援力」を高めよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている人には温かい手を差し伸べることができるよう、心のバリアフリー※についての啓発を進める。 ・日常的な見守り活動を通じて、避難等の際に支援が必要な人の把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが地域で暮らせるよう、障がいのある人、子育て中の人、認知症や高齢者への理解の促進を図る。 ・関係団体との連携や住民との協働のもと、防犯活動に効果のある、あいさつ運動や声かけ等、身近なところからつながりをつくる。 ・孤立や孤独を感じている人に対し、相談や悩みを受け入れる体制を構築する。

施策2 地域の防犯意識の向上

犯罪による被害の未然防止に向けて、防犯・犯罪情報の発信や、関係団体と連携した啓発活動を実施し、防犯意識の高揚を図ります。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からあいさつ運動を進め、声かけを行うなど、地域住民が顔なじみとなるようにしよう。 ・日常のお付き合いから、相手を思いやり、地域（隣近所）の異変に気付く力を持つよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区・自治会や民生委員・児童委員、警察等と連携し、地域での防犯意識の向上に努める。 ・高齢者を狙った犯罪の予防について、日頃から注意喚起を行うとともに、対応策についての情報提供や相談窓口の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法や振り込め詐欺等の犯罪の手口に関する情報を提供するとともに、出前講座による啓発を進める。

施策3 地域の防災体制づくり

防災意識の啓発や、関係部署との連携による避難行動要支援者の避難支援体制の整備、地域防災組織の充実を図るなど、地域の防災体制づくりに取り組みます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に住む支援を必要とする人等の、災害時の避難について話し合うとともに、当事者の希望等情報共有し、相互理解を進めよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時のボランティアの受け入れ体制の整備に取り組む。また、災害発生時に備えて災害ボランティアセンターの運営者の育成に努める。 ・災害ボランティアセンター等の運営に市民や様々な団体の参画を促し、運営に携わる人の輪を広げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「京田辺市災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、地域や福祉施設と連携し、災害時の安否確認や、地域に応じた要配慮者の避難支援体制の確立に努める。 ・災害に備えた住宅の耐震工事やインフラ整備、物資の備蓄等を行う。 ・防災訓練や研修会を実施し、地域の防災に関する意識向上を図るとともに、地域住民のつながりの強化に努める。

基本目標3 だれもが自分らしく暮らせる支援体制をつくろう

行動目標5 地域生活を支えるサービスの情報提供を充実させよう



● 現状と課題

【現状・これまで取り組んできたこと】

- ・「広報ほっと京たなべ」、「学びの情報誌」のほか、市ホームページやTwitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）等を通じて情報発信を行っている。
- ・視覚障がい者向けに、「広報ほっと京たなべ」のCD版「声の広報ほっと京たなべ」を発行している。
- ・外国人の増加に伴い、在住外国人向けに生活ガイドブック（英語・中国語・韓国語）を作成した。

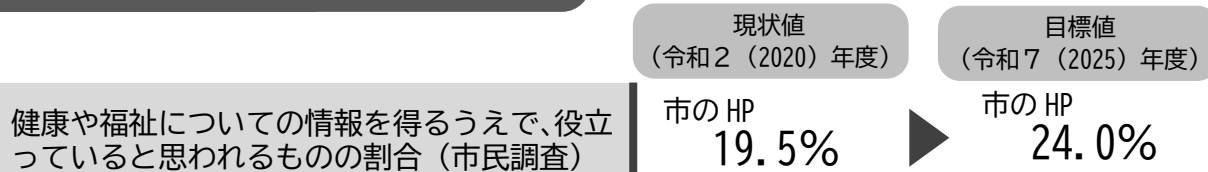
【課題・これから取り組むべきこと】

- ・子育てや高齢者介護、健康づくり等の情報を求めている人が多く、市民のニーズに応じた情報発信が必要。
- ・年齢層や対象者の特性に対応した、多様な手段による情報提供体制の充実が必要。
- ・若者はインターネットを使った情報収集をしている割合が高く、情報化社会の進展により、情報入手方法が多種多様化していることから、ICTの発展に伴う新たな情報発信手段の検討が必要。

● 施策の方向性

- ★ 施策1 福祉に関する情報発信の充実
- ★ 施策2 多様な情報提供体制の構築
- ★ 施策3 新たな情報発信手段の検討

● 数値目標



◆健康や福祉についての情報発信について、市のHPを通じた情報発信を充実させることで、サービスの情報提供が充実することが期待されるため、年1ポイントずつの増加を見込み目標とします。

● 施策の取組

施策1 福祉に関する情報発信の充実

だれもが安心して福祉サービスを利用できるよう、情報社会に対応した手段を活用し、福祉に関する情報発信のさらなる充実に取り組みます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域の福祉活動者は、自分たちの活動内容や活動情報を積極的に発信しよう。 福祉サービス提供事業者等は、わかりやすい事業内容の提供やサービスの自己評価等の開示に取り組もう。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で活動する人や団体に関する情報を市民に発信し、団体や活動のPRを行う。 地域で活動する団体やボランティアが、情報を気軽に発信でき、手軽に入手できる、身近な情報紙や掲示板等を作成する。 SNS等を使い、福祉情報や講座・セミナーの開催を広く周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内の保健・医療・福祉の担当者や関係機関等による連携を強化し、保健・医療・福祉分野の情報の一元化を進めることで、常に情報内容の充実を図る。 「広報ほっと京たなべ」やパンフレット、ホームページ等を活用して、制度改正や各種福祉サービスについての情報を発信する。

施策2 多様な情報提供体制の構築

情報の受け手を念頭に置いた、わかりやすく、効果的な情報発信・広報の強化を図るため、多様な情報提供体制の構築に取り組みます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> 行政や社会福祉協議会が発信している情報に関心を持つ。 地域から孤立しやすく情報を受け取りにくい身近な人に対して情報提供に努めよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉センターのロビーを、地域で活動する団体やボランティア等、だれもが立ち寄りやすい情報交流スペースとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要とする情報を住民が入手しやすいように、SNS等も活用し、わかりやすい情報提供を進めるほか、駅前や商業施設等、多くの市民が集う場所の情報スペースを充実させる。 リターン型の情報発信を推進し、市民からの意見等を施策に活かす取組を推進する。 障がいの有無に関わらず、だれもが円滑に情報を利用できるよう、「声の広報ほっと京たなべ」を作成するなど、「広報ほっと京たなべ」やホームページ等のバリアフリー化の推進に努める。

施策3 新たな情報発信手段の検討

ICTを活用した情報機器の普及等、情報提供の手法の幅が広がる中、市が発信する情報について、情報発信の手段や方法等について検討します。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域で活動する団体やボランティア等は、自分たちの活動内容や活動情報を積極的に発信しよう。 新たな媒体の活用を検討し、情報を受発信する手段を増やそう。 SNS等のツールの操作方法を身につけよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種サービスやイベント等の情報について、多様な媒体を活用した広報を検討する。 紙媒体に加え、SNS等のオンラインを活用した新たな広報活動を提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人や高齢者、外国人に配慮した多様な手段での情報提供を行う。 高齢者等の人々がICTを活用して情報入手をできるよう、ICT機器の活用について学べる場や機会を設ける。

行動目標 6 気軽に相談できる体制をめざそう



● 現状と課題

【現状・これまで取り組んできたこと】

- ・様々な問題に対応できるよう相談員の配置や、専門家による相談窓口の開設等、相談支援体制を強化した。
- ・チラシやホームページ等を用いて、施設の周知を図っている。
- ・民生委員・児童委員による相談を実施している。
- ・外国籍の人向けに相談窓口の案内をホームページ内に掲載している。

【課題・これから取り組むべきこと】

- ・アンケートで「気軽に相談できる窓口を充実してほしい」「地域全体の問題に総合的に対応できる窓口がほしい」という意見が多く、なんでも相談を受け付けられる窓口のニーズが高くなっている。
- ・民生委員・児童委員の名前や顔を知っている人が減少傾向にあり、地域で悩みや不安を受け止めることが難しくなっている。
- ・相談窓口の認知度向上の取組は図っているものの、本当に支援が必要な人たちへの情報伝達の部分は、今後さらなる取組が必要。

● 施策の方向性

- ★ 施策1 相談窓口に関する情報発信の充実
- ★ 施策2 各種相談窓口の充実・強化
- ★ 施策3 気軽に相談しやすい環境づくり

● 数値目標

居住地区の民生委員を知っている割合（市民調査）
（“名前も顔も知っている”と“名前または顔を知っている”の合計）

現状値
（令和2（2020）年度）

24.0%

目標値
（令和7（2025）年度）

29.0%

- ◆居住地区の民生委員を知っている人が増加することで、地域の中で困りごとがあっても民生委員を通じて相談を行い解決に向かうことが期待されるため、年1ポイントずつの増加を見込み目標とします。

● 施策の取組

施策1 相談窓口に関する情報発信の充実

悩みや不安を抱えた時に、どこに相談すればいいかわかるよう、各相談窓口の情報を、すべての市民に伝わるよう発信します。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口情報等を交換できるよう、「広報ほっと京たなべ」や区・自治会の回覧板、掲示板等に目を通そう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な手段を活用した情報発信に努める。 ・「きょうたなべ社協だより」等を活用し、身近な相談窓口の周知啓発を行う。 ・適切に福祉サービスを利用できるような情報提供に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の相談窓口をはじめ地域包括支援センター、障害者生活支援センター、社会福祉協議会、地域子育て支援センター※、女性交流支援ルーム、三山木福祉会館等、相談できる場所や内容についての周知を図る。

施策2 各種相談窓口の充実・強化

各相談窓口が自らの専門内容のみでなく、相談者が抱える課題について受け止め、内容により専門機関へ適切につなげるなど対応が図れるよう、相談窓口の充実・強化に取り組みます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス提供事業者は、サービスに関する相談窓口を充実させよう。 ・心配ごとや困りごとは周囲の人や相談窓口等に相談しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談に関わる人の知識等を深め、相談に関わる人の対応力を強化する。 ・判断能力が十分ではない人のために、福祉サービスの利用に関する情報提供や相談対応等の援助を行い、必要な支援へつなぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性や障がいのある人、子どもや高齢者等への虐待に関する相談体制の充実を図る。 ・法律問題に関して、専門家の助言を受けられる機会づくりを進める。 ・市の各種相談窓口や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、近隣自治体、その他関連機関や専門機関との連携を深め、情報共有や事例の検討等を行い、相談体制の強化に努める。 ・人権に関する問題について、人権擁護委員等に気軽に相談できる体制づくりを進める。

施策3 気軽に相談しやすい環境づくり

様々な立場や課題を抱えている人たちが、支援を必要としている際に、各相談窓口までつながることができる、地域づくりや組織間の連携強化に取り組みます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から地域とつながりを持つ。 ・地域の中で困っている人がいれば、話を聞いてあげよう。 ・地域の集まりなどを困りごとの掘り起しの場にするなど、地域における相談機会を増やそう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の身近な相談窓口として、福祉サービスやボランティアに関する相談にのる。 ・生活上のあらゆる困りごとに関する相談対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人や外国人等の相談にも適切に対応できるように、窓口でのコミュニケーション能力の向上を図る。 ・複雑な課題を抱えた相談を受け止め、必要な支援機関と連携体制を進める。

行動目標7 関係機関との重層的な支援体制を構築しよう



● 現状と課題

【現状・これまで取り組んできたこと】

- ・高齢者、障がい者、児童等、各福祉分野において各種サービス利用の調整等、庁内関係課の連携に取り組んでいる。
- ・介護保険サービス事業所連絡協議会や地域包括支援センターと連携しながら、福祉サービスの質の向上を図っている。
- ・京田辺市地域自立支援協議会等に福祉関係団体や社会福祉協議会が参加し、情報交換を実施している。
- ・消費生活相談や成年後見制度の利用のための体制を整備している。

【課題・これから取り組むべきこと】

- ・分野ごとでの庁内連携は図られているが、分野を超えた支援体制は構築できておらず、属性や世代を問わない相談を受け止める、いわゆる「断らない相談支援」を実施する包括的な相談支援体制の構築が必要。
- ・アンケートでは、今後優先して取り組むこととして、「高齢者や障がい者が安心して在宅生活をおくれるサービスの充実」が求められている。
- ・様々な市民のニーズに対応し、きめ細やかな事業の実施が進められているが、さらなる関係団体との連携・協力体制の充実が今後の課題となっている。

● 施策の方向性

- ★ 施策1 断らない相談支援体制の構築
- ★ 施策2 多機関による情報共有、支援体制の構築
- ★ 施策3 福祉サービスや支援のさらなる充実

● 数値目標

	現状値 (令和2(2020)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
関係機関との連携会議の開催回数(実績値)	1回	4回

◆重層的支援体制構築を目的に、関係機関との連携強化のための連携会議*を開催し、その実施回数を年1回から四半期ごとに1回の年4回開催に引き上げます。

*連携会議について

重層的支援体制整備に関する庁内協議・調整・研究を行うほか、庁外の様々な関係機関との協議の場としても開催を想定しています。

● 施策の取組

施策1 断らない相談支援体制の構築

市民にとって身近で気軽な相談支援の充実を図るため、だれもが適切なアドバイスや支援を受けることができる体制の構築に努めます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なサービス等に対する理解を深めるため、「広報ほっと京たなべ」やガイドブック、パンフレット等に目を通そう。 ・困っている隣近所の人がいれば、相談窓口を紹介しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や他の相談機関と連携して、切れ目のない相談支援に努める。 ・生活上のあらゆる困りごとに関する相談対応を行う。 ・民生委員・児童委員や福祉推進委員、当事者団体とネットワークをつくり、相談ごと（困りごと）をつなぐ人材の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わない相談を受け止める体制を構築する。 ・支援を必要とする人が必要なサービスを利用できるよう、どこかの窓口でも気軽に相談を受けることができ、そこからスムーズに支援につなげられる、切れ目のない支援体制を構築する。

施策2 多機関による情報共有、支援体制の構築

社会資源を活用しながら、困りごとを抱えた人を的確な支援やサービスへとつなぐ連携体制づくりを推進します。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスが必要な人を把握するため、プライバシーの保護に十分配慮しながら、地域団体が連携・協力しよう。 ・支援が必要になった場合に困らないよう、相談先やサービス内容等に関する理解に努めよう。 ・身近に相談できる相手を見つけ、日頃から相談できるようにしよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等に配慮しながら情報共有に努める。 ・行政や市民、関係団体と連携し、支援体制の構築を推進する。 ・小地域福祉活動等において、生活困窮やひきこもり等の制度の狭間にある人、社会的孤立状態にある人、複合的な課題を抱えている家庭等、自ら相談に行ったり支援を求めたりすることが困難な人を発見した場合、行政との情報共有や連携を行い、適正な支援につなげるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを必要とする人が適切なサービスを利用できるように、保健・医療・福祉の連携と調整のためのケア会議の充実にも努めるとともに、庁内関係課の連携強化と情報共有体制の構築を図る。 ・生活困窮やひきこもり等の制度の狭間にある人、社会的孤立状態にある人、複合的な課題を抱えている家庭について、各関係分野や関係機関と連携して、適切な支援につなげるよう努める。

施策3 福祉サービスや支援のさらなる充実

複雑な制度の狭間の生活課題に対応するため、従来の公的な福祉サービスを充実するほか、住民参加を主体とした地域福祉活動の充実にも取り組めます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス提供事業者は、従業者研修や施設改善のほか、各種サービスの自己評価やその開示を行うなど、福祉サービスの質の向上に積極的に取り組もう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな福祉サービスの開発や仕組みづくりを行う。 ・低所得、障がいのある人、高齢者、離職者世帯の自立や生活支援、社会参加のために、資金の貸付による経済的援助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する団体や福祉サービス提供事業者等と連携し、各種サービス利用対象者等の的確な把握に努める。 ・福祉サービスの効果検証や評価を実施し、一人ひとりに合ったマネジメントの充実を図る。 ・地域ケア会議、地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等、各種会議の充実を図り、各福祉サービスの質の向上に努める。

行動目標 8 権利擁護の体制を充実させよう



● 現状と課題

【現状・これまで取り組んできたこと】

- ・各学校において福祉教育等の計画を作成し、それに基づいて指導を行った。
- ・人権問題や高齢者、障がい者、児童等の虐待防止の相談体制を強化した。
- ・配偶者間等暴力の被害者の保護支援体制を強化した。
- ・成年後見制度利用促進に向けた庁内協議を進めた。
- ・様々な人権問題についての理解を深めるための研修等を実施した。

【課題・これから取り組むべきこと】

- ・成年後見制度利用促進に向けて、「中核機関*」の設置が市町村に努力義務として求められている。
- ・認知症高齢者等の権利擁護を一層進めるため、成年後見制度の利用促進、啓発を中核機関が中心となって進めることが必要。
- ・人権に係る相談において、虐待問題等への対応には困難な部分も多く、さらに関係機関との連携や協力体制の充実が必要。

※中核機関とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関のこと。「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」という4つの機能を持たせ、成年後見制度の周知やマッチング※、担い手の育成等を図る。

● 施策の方向性

★ 施策1 虐待等の暴力の防止

★ 施策2 人権に関する学びや人権啓発の推進

★ 施策3 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

● 数値目標

成年後見制度を知っている割合（市民調査）
（“成年後見制度自体を知らない”と“不明・無回答”を100%から引いた数値）

現状値
（令和2（2020）年度）

64.1%

目標値
（令和7（2025）年度）

74.0%

◆成年後見制度について、虐待防止に比べ制度自体の認知度が低く、今後それを広く周知していかなければならないことから、本計画においては数値目標の項目として設定し、成年後見制度を知っている人の年2ポイントずつの増加を目標とします。

● 施策の取組

施策1 虐待等の暴力の防止

様々な虐待等を未然に防ぎ、虐待や暴力を受けている人の早期発見につながるよう、虐待防止に係る周知啓発に努めるとともに、適切な支援につなぐため関係機関との連携を強化します。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者等からの暴力や障がいのある人、子どもや高齢者等への虐待問題に対する意識を高めよう。 虐待や暴力を受けていると思われる人を発見した場合は、速やかに関係機関に通報しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者等からの暴力や虐待等の通報や相談を受けた場合は、速やかに対応を図り、関係機関への連携に努める。 子どもの情報を関係機関に提供の上、児童虐待を早期に発見し、速やかに適切な対応ができるよう機能強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者等からの暴力、虐待を受けている障がいのある人、子どもや高齢者の保護及び差別の防止等について、女性交流支援ルーム、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、障害者虐待防止センター、家庭児童相談室等、関係機関との連携による体制の整備に努める。 気軽に相談できるような環境整備を行う等の防止対策を推進する。

施策2 人権に関する学びや人権啓発の推進

一人ひとりの人権が尊重されるよう、市民と行政が一体となって人権意識の高揚を図るとともに、人権啓発の推進に取り組みます。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護や人権等について、知識を深めよう。 人権や福祉に関する研修会や学習会に積極的に参加しよう。 お互いの人権を尊重する意識を高めよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政と連携し、小・中学校での認知症への理解の促進を図る。 小・中学校での福祉教育やボランティア講座等、福祉への理解を深める学習の機会を通じて、人権尊重意識の醸成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において福祉教育を計画的に実施する。 社会福祉協議会と連携し、小・中学校での認知症への理解の促進を図る。 いじめの早期発見・早期対応に向けて、SOSの出し方に関する教育の取組を行う。 様々な人権問題についての理解を深めるための研修等を実施する。

施策3 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

認知症高齢者等で成年後見を必要とする人が必要な支援を受けられるよう、支援体制の充実とネットワークの強化を図ります。

	市民・地域・団体	社会福祉協議会	行政
実施主体と内容	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度について理解しよう。 認知症について知識を深めよう。 家族や周りの人と話し合い、成年後見制度の利用について考えておこう。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政と連携し、成年後見制度の利用及び体制づくりに努める。 判断能力が十分でない人に対し、日常生活上の手続きや金銭管理、書類等預かりサービス等の支援を行う。 法人後見※事業の取組に向けての体制を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報・啓発等の取組を通じて、成年後見制度の周知に努める。 必要な支援を受けられるよう、有資格者による、セーフティネット機能を強化する。 中核機関の整備を進めており、設置完了後も相談支援をはじめ、制度の利用促進や後見人への支援等、機能拡充に努める。

第5章 計画の推進に向けて

1 推進のための役割

地域福祉計画を推進するためには、地域福祉活動の主役の市民と、事業者、社会福祉協議会、行政が、それぞれの担うべき役割を認識し、協働の考えのもと、効果的な活動、施策の推進をめざす必要があります。

主体	役割
市民	<p>○一人ひとりが地域を担う一員だという自覚を持って、地域のみんなと協力して取り組みます。</p> <p>一人ひとりが地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近所同士の交流を行うとともに、地域の行事、ボランティア活動、区・自治会活動等に積極的に参加していくことが求められています。</p> <p>区・自治会においては、自分たちの住む地域がより暮らしやすい地域となるよう、地域住民と連携・協力しながら活動することが期待されます。</p>
ボランティア NPO	<p>○地域の人や関係機関と広く連携しながら、施策を進めていきます。</p> <p>各団体が連携し、活動内容の充実や福祉サービスの多様化により、様々なニーズへの対応を行い、地域の課題を解決することが求められています。</p>
民生委員・ 児童委員	<p>○地域福祉の推進に努めます。</p> <p>福祉サービスの利用制度からもれる人や利用しようとしていない人への対応、虐待や暴力等の問題をはじめ、不安や孤独、孤立、ひきこもり等の心の問題を抱えている人の発見や相談支援を行い、様々な団体や行政へつなぐことが求められています。</p>
地域福祉に 関する 事業者	<p>○地域福祉の拠点となります。</p> <p>福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービスの内容の情報提供、または、その他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。</p> <p>福祉施設等においては、ボランティア体験や地域住民との交流等、福祉教育の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図ることが期待されます。</p>
社会福祉 協議会	<p>○市と連携しながら、地域に密着した取組を進めていきます。</p> <p>民間の福祉活動の具体的な取組を示す「京田辺市地域福祉活動計画」を策定しており、本計画の推進・調整役として機能します。</p> <p>特に、ワークショップ等で地域の課題を把握したり、解決に向けての提案等、地域住民主体の取組となるような仕組みづくりを、市と協働して進めていくことが期待されます。</p>
行政	<p>○地域や関係機関と広く連携しながら、施策を進めていきます。</p> <p>市の各部署が地域福祉についての理解・認識を深めるとともに、地域の様々なニーズに対応するために取り組むべき施策を推進します。</p>

2 計画の推進

本計画を推進するにあたり、関係各課・団体と連携して取組を進めるとともに、社会福祉協議会が策定する「京田辺市地域福祉活動計画」において、身近な地域の状況や課題等を踏まえた取組が示されています。次の5点を念頭に置きながら、推進していきます。

(1) 役割分担を明確にすること

地域福祉を進め、新しい地域包括支援体制を確立するには、各主体が自らの役割を認識し、推進していくことが重要です。

地域が主体で進める取組を中心に据えながら、市民、地域、事業者、社会福祉協議会、行政等が役割分担を明確にしていきます。

(2) 横の連携を強化すること

地域と連携する地域福祉に係る事業を効果的かつ効率的に実施していけるよう、関係機関との連携はもとより、情報共有を積極的に行い、関連する各分野別計画と連携を図り、横のつながりを強化していきます。

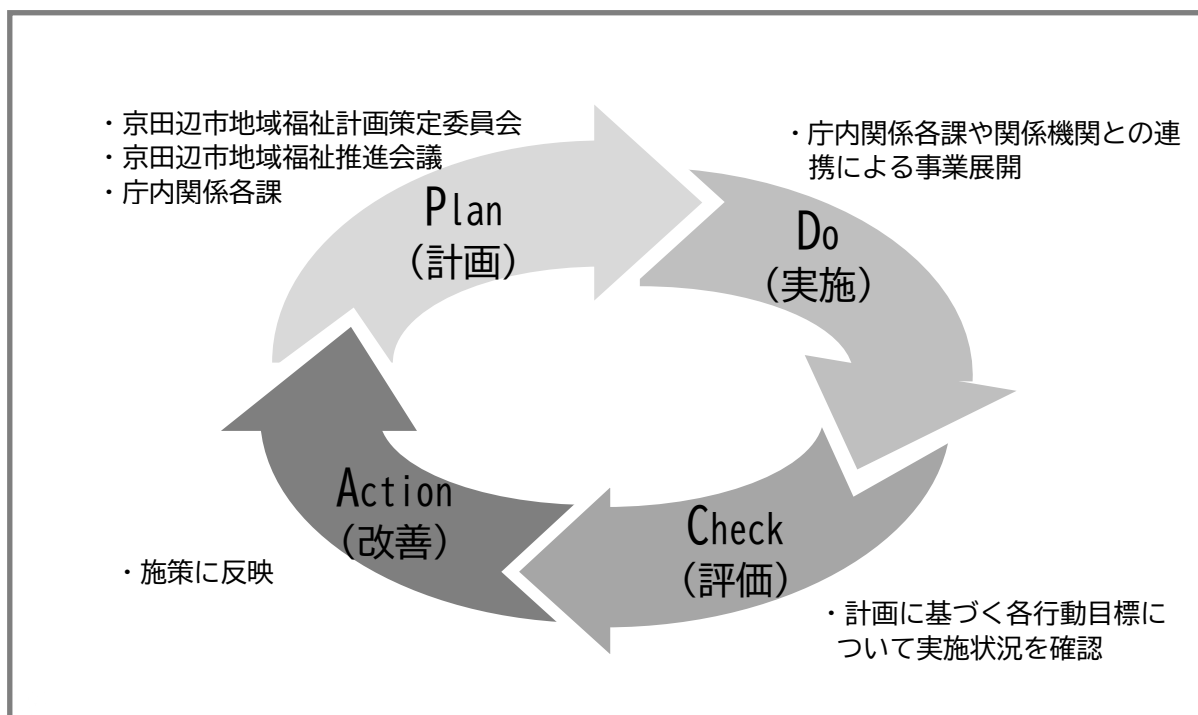
(3) すべての人が地域福祉に関して共通認識を持つこと

「京田辺市地域福祉計画」を推進していくうえでは、計画に関わるすべての人が共通認識を持つことが重要です。そのため、「広報ほっと京たなべ」やホームページ等を広く活用して、市民へ周知し、計画や地域福祉自体の普及啓発に努めます。



(4) 計画の達成状況の点検及び評価

「京田辺市地域福祉計画」においてはP D C A（計画－実施－評価－改善）のサイクルを導入します。庁内の関係各課や関係機関との連携を図り、京田辺市地域福祉計画策定委員会、京田辺市地域福祉推進会議にて、計画の進捗管理を行っていきます。



(5) 「新しい日常」への対応

令和3（2021）年度現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域福祉活動の展開に制約を受け、活動をする際にも感染拡大防止策を講じることが求められています。そのほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンラインツール*を用いたコミュニケーションの活性化や、非接触型のツールの台頭等、私たちの日常生活も変わりつつあります。

これらの「新しい日常」が社会全体で進められる中で、本市でも必要な対応や対策を考慮しながら本計画を推進することとします。

資料編

1 用語解説

行	用語	内容	初出 ページ
あ	新しい生活様式	新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、感染症対策等をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。厚生労働省等が提唱している具体的実践内容は、マスクの着用・手洗いの徹底・3密（密閉・密集・密接）の回避・テレワークやオンライン会議の利用等。	18
	オンラインツール	インターネットを介して、遠隔で仕事をしたり、遠くの人たちとビデオ通話をしたりするために使用されるアプリケーションのこと。	58
か	協働	異なる主体が同じ目標をめざし、対等な立場でともに力を合わせて活動すること。	32
	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な人（寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者）の権利を守り、その人の思いや、その人にとって必要な支援を表明することを支援したり代弁したりすること。	31
	合計特殊出生率	合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、その年齢別出生率を前提とした場合に一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。	11
	高齢化率	全人口に占める65歳以上の割合のことで、国連ではこれが7%以上14%未満にある社会を「高齢化社会」、14%以上21%未満を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」と呼んでいる。	8
	コミュニティビジネス	地域の住民が主体となって有償のビジネスとして活動をしていくうえで、地域課題の解決に取り組むことで、生きがいの創出や地域社会の活性化をめざし地域を豊かにしようとする理念を持ったサービスのこと。	43
さ	災害ボランティアセンター	災害ボランティアとは、地震や水害等自然災害発生後に被災地において復旧活動（清掃活動、炊出し、避難所支援等）や復興支援（話し相手、心のケア等）を行うボランティアのこと。災害ボランティアセンターは、被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点で、センターの運営については、全国的に社会福祉協議会がその役割を担っている。	22
	サロン活動	高齢者がいきいきと暮らすための地域での高齢者の集い・通いの場をつくる活動のこと。	23

さ	自主防災組織	地域住民による任意の防災組織をいう。主に町内会（自治会）等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。	17
	社会資源	福祉ニーズの充足のために利用される施設・設備や、福祉活動に協力する人材等のこと。	43
	重層的支援体制整備事業	地域の課題が複雑化・多様化する中で、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しており、それらに対応するために市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき令和3年4月より実施されることになった新たな事業のこと。	1
	新型コロナウイルス感染症	令和2年1月に、国内で初めて感染者が報告され、世界的な大流行（パンデミック）を起こしたコロナウイルスによる感染症のこと。	12
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付される手帳のこと。障がいの程度により1級から6級となっている。	9
	生活困窮者	生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されている。現在は生活保護を受けてはいないけれども受給対象者になるおそれのある人で、自立が見込まれる人を含めている。	16
	生活保護	日本国憲法第25条に基づいて、国が暮らしに困っている世帯に対し、その状況に応じて必要な金銭受給等を行い、最低限度の生活を保障する制度のこと。	13
	精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に定められたもので、精神障がいのある人が申請することによって、都道府県から交付される手帳のこと。障がいの程度により1級・2級・3級となっている。	10
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所が選任した成年後見人等の援助者が財産管理等を行うことにより、本人の権利を守り支援する制度のこと。	1
た	地域子育て支援センター	安心して子育てができる環境づくりや子育て支援策の充実を図るため、子育て情報の提供、親子の交流、子育てに係る相談等の子育て支援を行っている。	51
	地域包括ケアシステム	住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される包括的な支援・サービス提供体制のこと。	1

た	地域包括支援センター	高齢者をはじめとする地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関のこと。	24
	地域防災計画	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、京田辺市が作成する計画のこと。また、市の地域における各種災害（地震、風水害等、大規模事故）に関する予防計画、応急計画及び復旧計画等をあらかじめ定め、市及び防災関係機関が有効に機能することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする計画のこと。	29
	特殊詐欺	犯人が電話や郵便等で被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取る、犯人の口座に送金させるなどの犯罪の総称のこと。	30
な	認知症	アルツハイマー病や脳血管疾患等、いろいろな病気が原因で脳の働きがわるくなったために障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態のこと。	1
	認知症カフェ	地域で認知症の人とその家族の交流や相談の場として、または地域住民との交流の場ともなるような居場所を提供する活動のこと。	23
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。	23
は	パブリックコメント	重要な条例を制定・改廃する場合や、重要な計画を策定する場合などにその案を住民に公表し、その案に対して住民からの意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度のこと。	64
	バリアフリー	高齢者、障がい者等の生活の妨げとなる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策や具体的に障害を取り除いた状態を指す。	47
	ひきこもり	人間関係を取り結ぶことに悩み、学校、社会、知人、親等から逃避し、人間関係を拒絶している状態のこと。	5
	避難行動要支援者名簿	災害対策基本法に規定されている、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、在宅で災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。また、その名簿のこと。名簿は、災害時に生命・身体に危機が及ぶ恐れがある場合は、本人の同意なしに消防や警察等の関係機関に提供することができることとされている。	46
	福祉教育	学校の児童・生徒に限らず、地域の住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。	28

は	福祉避難所	災害発生時に一般の指定避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人等を受け入れるための二次的避難所で、市が必要に応じて設置する。	29
	法人後見	NPOや社会福祉法人等の法人が、成年後見人になること。	55
ま	マッチング	共通の目的や、互いに恩恵を受け合える関係性の人達をつなぎ、引き合わせる事。	54
	民生委員・児童委員	民生委員は、地域福祉向上のため民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状況の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、市や市社会福祉協議会への協力を行うこととされている。	14
や	要支援・要介護認定者	要支援認定者は、家事や身支度等の支援を必要とする介護認定審査会で認定された人のこと。要介護認定者は、日常生活において、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とすると介護認定審査会で認定された人のこと。	9
ら	療育手帳	知的障がい児及び知的障がい者を対象に、都道府県知事が交付する障がい者手帳のこと。京都府では、障がいの程度によりA、Bとなっている。	10
英数字	NPO	Non-Profit Organizationの略で、ボランティア活動や市民活動等の社会貢献活動を行う、利益の再分配を行わない非営利の組織や団体のこと。	45
	SNS	個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。	26

2 第4期京田辺市地域福祉計画策定経過

年月日	項目	内容
令和2年 11月10日	第1回 地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長の選出 ・第4期京田辺市地域福祉計画の策定について ・アンケート調査について
令和3年 1月28日～ 2月10日	地域福祉計画策定に関する アンケート調査実施	市民や地域福祉活動団体の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態についての調査
令和3年 3月26日	第2回地域福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けアンケート調査及び地域福祉関係団体向けアンケート調査の結果について
令和3年 7月12日	第1回 地域福祉推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の概要について ・第3期計画に基づく事業の評価及びアンケート調査の結果等について ・第4期地域福祉計画の骨子（案）について
令和3年 7月28日	第3回地域福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・京田辺市市域福祉計画骨子について ・今後のスケジュールについて
令和3年 11月1日	第2回地域福祉推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期地域福祉計画（素案）について
令和3年 11月25日	第4回地域福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・京田辺市地域福祉計画素案について ・今後のスケジュールについて
令和3年 12月16日～ 令和4年 1月17日	パブリックコメント※	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案に対する市民意見の募集
令和4年 1月24日	第3回 地域福祉推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第4期地域福祉計画（最終案）について
令和4年 2月3日	第5回地域福祉計画 策定委員会（書面会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第4期地域福祉計画（最終案）について

3 京田辺市地域福祉計画策定委員会規則

平成26年3月28日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第7条の規定に基づき、京田辺市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4 第4期京田辺市地域福祉計画策定委員会委員名簿

委員	職名	氏名
委員長	同志社大学 社会学部社会福祉学科	永田 祐
副委員長	京田辺市社会福祉協議会	北尾 高亨
委員	京田辺市市議会議員	岡嶋 一晃
委員	京田辺市民生児童委員連絡協議会（民生児童委員）	青木 二三代
委員	京田辺市民生児童委員連絡協議会（主任児童委員）	松原 真理子
委員	京田辺市協働のまちづくり推進協議会	寺西 章郎
委員	京田辺市ボランティア連絡協議会	中瀬 晃子
委員	京田辺市老人クラブ連合会	柳田 正廣
委員	京田辺市身体障害者協会	香村 和雄
委員	京田辺市地域自立支援協議会（生活支援部会）	栗山 由生
委員	NPO 法人そよかぜ子育てサポート	村坂 美世
委員	京田辺市医師会	澤井 公和
委員	公募市民	米野 充宏
委員	公募市民	井上 正俊

5 京田辺市地域福祉推進会議設置要綱

平成16年8月10日

告示第150号

改正 平成19年2月26日告示第22号

(設置)

第1条 地域福祉の推進に関する京田辺市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び推進について、その施策を総合的かつ計画的に進めるため、京田辺市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に定める事務を所掌する。

- (1) 地域福祉推進のための連絡及び調整に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 地域福祉計画の進行及び管理に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に向けた施策に関すること。

(組織及び職務)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、地域福祉担当副市長をもって充て、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、地域福祉担当部長をもって充て、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、地域福祉計画に関係する担当課長等をもって組織する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 推進会議の議事の進行及び管理は、会長が行う。
- 3 会長は、必要があるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 推進会議に地域福祉計画の策定及び推進に必要な実務的事項の調査及び研究を行うため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、第3条第4項に掲げる当該各課の実務担当職員及び地域福祉担当課長をもって組織する。
- 3 作業部会の会議は、必要に応じて地域福祉担当課長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月26日告示第22号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

6 京田辺市地域福祉推進会議委員名簿

会長・委員	部局名	職名	氏名	備考
会長		副市長	辻村 徳夫	
副会長	健康福祉部	部長	長田 都志子	
委員	安心まちづくり室	室長	大西 秋治	
委員	輝くこども未来室	室長	西尾 康宏	
委員	企画政策部	副部長	森田 敏文	
委員	総務部	副部長	櫛田 浩子	
委員	市民部	副部長	向井 真佐子	
委員	建設部	副部長	岡本 晃治	
委員	経済環境部	副部長	前川 宗範	
委員	教育部	副部長	鈴木 一之	
委員	消防本部	消防次長	林 朋也	
委員	健康福祉部	副部長	釘本 幸一	
委員	健康福祉部	社会福祉課長	飯田 清恵	(事務局長)
委員	健康福祉部	障がい福祉課長	濱北 洋子	
委員	健康福祉部	子育て支援課長	柘田 悟司	
委員	健康福祉部	高齢者支援課長	藤井 英樹	
委員	健康福祉部	介護保険課長	山口 俊郎	
委員	健康福祉部	健康推進課長	山口 美紀	

第4期京田辺市地域福祉計画（令和4年3月）

京田辺市 健康福祉部 社会福祉課

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80 番地

TEL : 0774-63-1127 FAX : 0774-63-5777